

ご契約内容について 詳細は、「契約概要」をご確認ください。

「新しい形の医療保険 REASON」 (主契約)

- **契約年齢**
終身払：0歳～満85歳
60歳払済：0歳～満55歳 65歳払済：0歳～満60歳
2年払済、10年払済：0歳～満85歳
- **保険期間**
終身
- **治療給付金の支払限度の型**
1カ月型・4カ月型
- **疾病入院給付金・災害入院給付金支払限度**
60日

- **保険料払込方法**
月払・半年払・年払・前納
※前納は終身払・60歳払済・65歳払済の場合、お選びいただけません。
- **治療給付金額**
5万円～20万円
- **入院給付金日額**
1,000円～20,000円(1,000円単位)
※未就学のお子さま、小中学生および契約日の年齢が満71歳以上の方は10,000円までとなります。

▼ 特約・特則については、お取扱いが異なります。詳細は、「契約概要」をご確認ください。

- お申込みの際には、この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」を必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」にはご契約に伴う大切なことがらが掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- 「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」は大切に保管してください。

- 今回の保険契約募集に関する三井住友銀行とお客さまとの取引が、三井住友銀行におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 給付金などをお受取りになる事由が発生した場合には、アフラックまでご連絡ください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの苦情・相談・照会などのご連絡先

◇ 保険に関する苦情・相談・照会などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

アフラック
コールセンター **0120-555-027**

- 商品内容・ご契約前のお手続きに関するお問い合わせ (月～金曜日:9:00～19:00 土曜日:9:00～17:00 祝日・年末年始は除く)
- ご契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情 (月～金および第2・4土曜日:9:00～17:00 祝日・年末年始は除く)

◇ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
◇ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇ 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>



◎この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」にある保険料および保障内容などは、契約日が2024年9月2日以降の保険契約に適用となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります。)

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

No.B24A208 24.09(新) AF金ツ課-2024-0028 1月31日

— 月額保障×サービスでつくる — 新しい形の医療保険 REASON

医療保険[無解約払戻金2023A]

⚠ はお客さまにとくにご確認ください
いただきたい項目です。

2024年9月版

パンフレット・契約概要・
注意喚起情報・その他重要事項



- ◇ ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」のほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◇ ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申込みください。

この商品はアフラックを引受保険会社とする医療保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。

募集代理店



引受保険会社



医療の現状/商品の特長

保障内容について

男性
女性
保険料表

ご契約後のサービス

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q&A

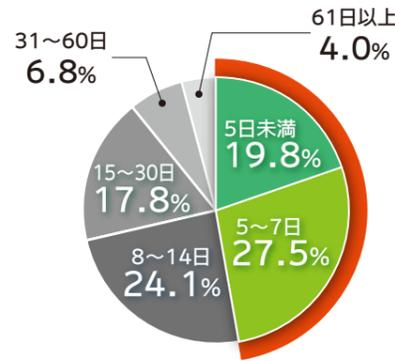
ご存じですか？ 医療の現状

短期化する入院

医療技術の進歩などにより
入院期間は短期化の傾向にあります。
7日以内の入院が約5割を
 占めています。

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度
 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成
 [集計ベース:過去5年間に入院した人]

●直近の入院時の入院日数

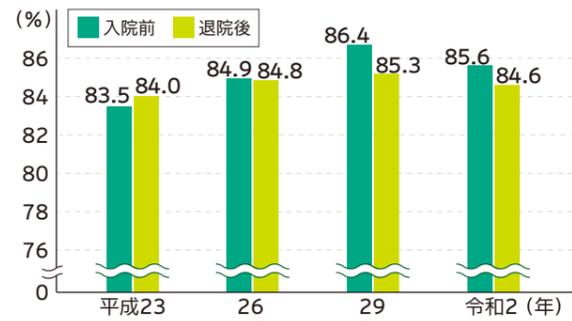


通院の傾向

入院と通院を組み合わせた
 治療を行う場合もあります。
 近年、**入院前の通院**が
 退院後の通院より多くなっています。

厚生労働省「平成23、26、29年、令和2年 患者調査」をもとにアフラック作成
 ※通院には在宅医療(往診)を含む
 ※割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示

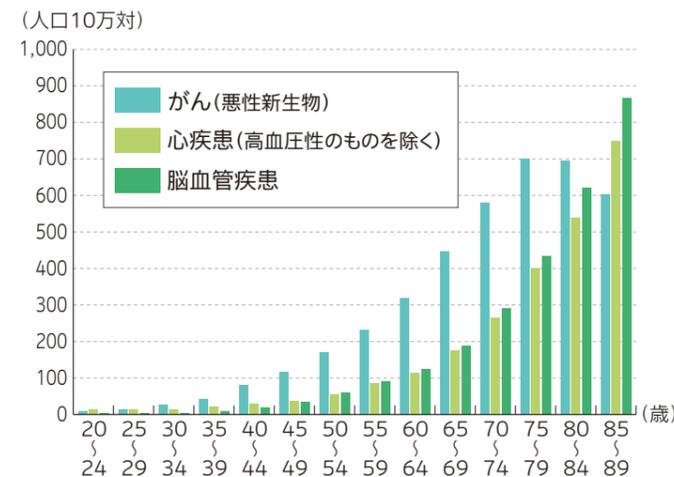
●入院前、退院後に通院する人の割合



三大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)のリスク

三大疾病は、**40代**からリスクが高まります。

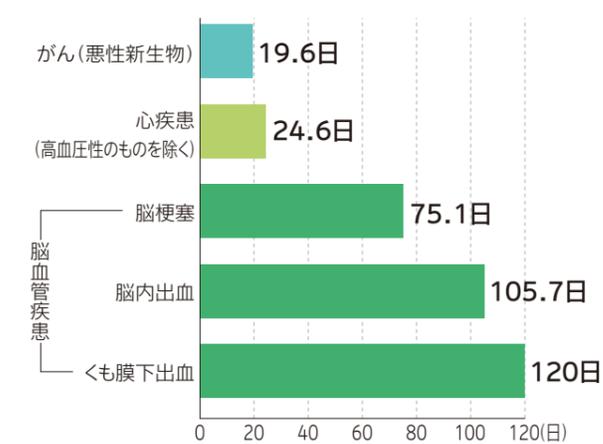
●三大疾病の受療率



厚生労働省「令和2年 患者調査」をもとにアフラック作成

三大疾病は、**入院が長期化する**
 場合があります。

●退院患者の平均在院日数

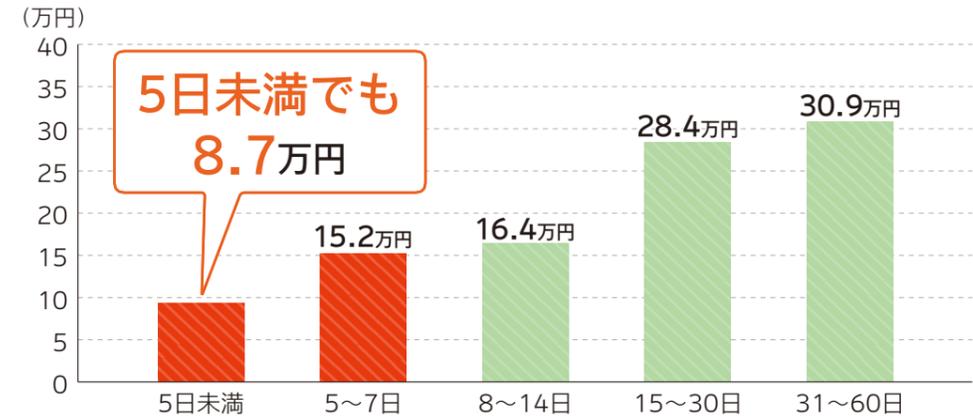


厚生労働省「令和2年 患者調査」をもとにアフラック作成

入院にかかる費用

短期の入院でも、まとまった費用が必要になることがあります。

●入院日数別自己負担費用の平均



(公財)生命保険文化センター
 「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成
 [集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
 (高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))]

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、
 日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

たとえば

入院時は**差額ベッド代や交通費などの諸経費**がかかる場合があります。

●諸経費の例

差額ベッド代

入退院・通院時の交通費
(電車・タクシー代など)

入院中の日用品代
(パジャマ・タオルなど)

<その他> ●入院中の食事代 ●入院中のテレビ視聴費用 ●家族・付添い人の交通費
 ●見舞い返し代 ●健康食品やサプリメントなどの費用
 ●ベビーシッター費用(お子さまが小さい場合) など

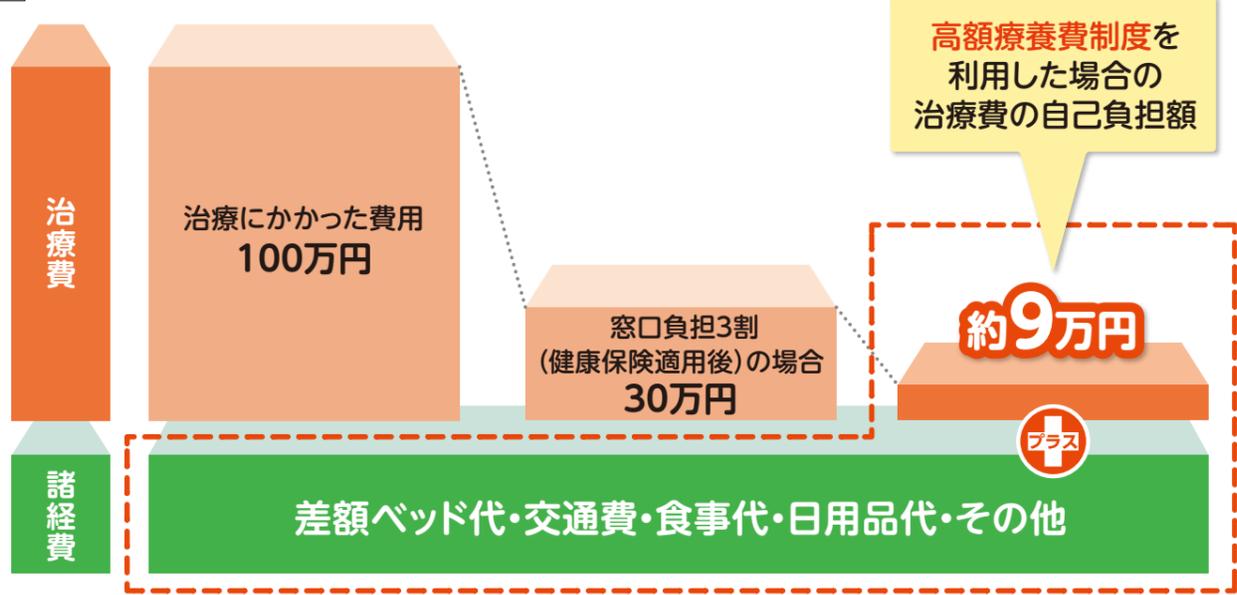
高額療養費 制度利用後の 自己負担額にあわせて保 障を備えることが大切です

高額療養費制度により、 治療費の自己負担分が軽減されます。

高額療養費制度とは、治療費(医療費)が高額になった場合に一定の金額を超えた分が支給される制度です。

※高額療養費制度の詳細は6ページをご確認ください。

●月の治療費が100万円だった場合の自己負担額*1
例 69歳以下・所得区分③*2(年収約370万円～約770万円)の場合



*1 先進医療の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。
*2 年齢や所得によって自己負担限度額は異なります。詳細は6ページをご確認ください。

治療費の自己負担額

たとえば 69歳以下・所得区分③*2(年収約370万円～約770万円)で月の治療費が100万円だった場合

高額療養費制度を利用した場合の
1カ月あたりの治療費の自己負担額(世帯ごと*3)

$$80,100円 + (100万円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

*3 世帯ごとの合算については、所定の条件があります。

諸経費の自己負担額

プラス

諸経費は、治療にかかわる直接的な費用ではなく、治療に伴い発生するものであるため、高額療養費制度は適用されません。

1日あたりの差額ベッド代の平均 6,613円

1人部屋	2人部屋	3人部屋	4人部屋
8,315円	3,151円	2,938円	2,639円

※差額ベッド代: 差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。
厚生労働省 「第528回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況(令和3年7月1日現在)」

病気やケガのリスクにかしこく、合理的に備えるために

おさえておきたい 2つのポイント

ポイント1
治療費

高額療養費制度利用後の
自己負担額に備えておくこと

ポイント2
諸経費

入院、通院に伴い発生する
諸経費に備えておくこと

新しい形の医療保険 REASONについて



新しい形の医療保険 REASONなら、合理的に保障を備えることができます

合理的な理由①

治療給付金を高額療養費制度利用後の自己負担額にあわせることで、「月ごと」の治療費の自己負担額に備えられます

治療給付金

入院・手術・放射線治療のいずれかに該当した月ごとに1回給付金をお受取りいただけます

 入院	 手術	 放射線治療
<支払限度> 1回の入院につき 1カ月または4カ月まで*1	<支払限度> 月数無制限	

*1 支払事由のうち、入院のみに該当した月について、治療給付金をお支払いする月数の限度を選択いただけます。治療給付金の「1回の入院」の詳細は、[契約概要 P.22](#)をご確認ください。

! <治療給付金の支払限度の型*1>
1回の入院による支払限度
1カ月型 or **4カ月型**

三大疾病無制限治療給付金 <三大疾病無制限治療特約>を付加した場合

三大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)の治療を目的とする**主契約の治療給付金の支払限度月数を超える**入院を保障します

! 支払事由に該当する
月ごとに1回
お受取りいただけます

治療給付金 三大疾病無制限治療給付金 のお支払例

●三大疾病で長期間入院した場合 [治療給付金額:10万円/治療給付金の支払限度の型:1カ月型/三大疾病無制限治療給付金額:10万円の場合]

1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	5カ月目	...
手術	手術	手術	手術	手術	...
入院	入院	入院	入院	入院	...
10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	...

入院が長引いても給付金の支払いが続きます

※治療給付金は、「入院」と「手術・放射線治療」を同月に実施した場合には、支払限度がない「手術・放射線治療」をしたものとして取扱います。ただし、外来手術の場合は「入院」が優先されます。
※治療給付金と三大疾病無制限治療給付金の重複支払いはありません。

合理的な理由②

疾病・災害入院給付金または通院給付金により入院、通院に伴い発生する諸経費を「日ごと」に備えられます

疾病・災害入院給付金

病気・ケガによって入院をしたとき

通院給付金 <通院特約>を付加した場合

入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき

! 支払事由に該当する
日ごとに
お受取りいただけます

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。同月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。

※2024年5月現在の公的医療保険制度にもとづいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

69歳以下の場合

例 40歳 女性 (所得区分③の場合) 1カ月で100万円の医療費がかかった場合 > **自己負担額は 87,430円**

医療費100万円

窓口負担3割(30万円)

公的医療保険が負担

自己負担額 87,430円*2

高額療養費制度から支給 212,570円

*2 所得区分は③のため、 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと*3)	4回目からの自己負担限度額*4
① 年収 約1,160万円～	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収 約770万円～約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収 約370万円～約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ ～年収 約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上の場合

例 72歳 男性 (所得区分④の場合) 1カ月で100万円の医療費がかかった場合 > **自己負担額は 57,600円**

医療費100万円

窓口負担2割(20万円)

公的医療保険が負担

自己負担額 57,600円*5

高額療養費制度から支給 142,400円

*5 所得区分は④のため、57,600円

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと*3)		4回目からの自己負担限度額*4
	外来(個人ごと)		
① 年収 約1,160万円～	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
② 年収 約770万円～約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
③ 年収 約370万円～約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
④ 年収 156万円～約370万円	18,000円 [年間上限144,000円]	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円(多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯*6	8,000円	24,600円	24,600円(多数回該当なし)

*3 世帯ごとの合算については、所定の条件があります。
*4 同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限ります)で1年間(直近12カ月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。
*6 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑤に該当しない世帯を指します。

新しい形の医療保険 REASONの保障内容について

— 月額保障×サービスでつくる —
新しい形の医療保険
REASON

保険期間:終身
治療給付金額:10万円
治療給付金の支払限度の型:1カ月型(4カ月型もあります)
入院給付金日額:5,000円 通院給付金日額:5,000円



• 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
• 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。また、特則のみを解約することはできません。

※支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は17～58ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「Q&A」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

		支払事由	お支払いする金額	下記の範囲内で設定できます	保険期間
新しい形の医療保険 REASON 主契約	医療保険(無解約払戻金2023A)	治療費 入院 手術 放射線治療 病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき ・入院をしたとき ・手術を受けたとき*1 ・放射線治療を受けたとき*1	月額保障 治療給付金 10万円 手術・放射線治療を 月数無制限 で保障 ・入院のみに該当した場合1回の入院*2につき1カ月まで保障 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円 *3 同月に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。	高額療養費制度利用後の自己負担額にあわせて選択いただけます。 ⇒詳細は3～6ページへ <治療給付金額> 5万円～20万円 <治療給付金の支払限度の型> 1カ月型 4カ月型 のいずれかを選択いただけます。 手術・放射線治療の保障を外すこともできます。*1	終身(一生涯保障)
		諸経費 入院 病気・ケガによって入院をしたとき 1回の入院について60日まで	日額保障 *4 疾病入院給付金 災害入院給付金 1日につき 5,000円	<入院給付金日額> 1,000円～2万円 (未就学のお子さま、小中学生、満71歳以上の方は1,000円～1万円) 疾病・災害入院給付金の保障を外すこともできます。*4	
特則・特約	健康祝金特則*5	健康祝金 健康祝金支払判定期間中に「治療給付金」のお支払いがなく、かつ、健康祝金支払基準日に被保険者が生存しているとき 被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで	健康祝金 3年ごと 2.5万円 健康祝金のお受取りイメージなど ⇒詳細は10ページへ	—	(一生涯保障)
	通院特約(2023A)	諸経費 通院 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき*6 所定の通院期間中の通院について30日まで 往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療も保障	日額保障 通院給付金 1日につき 5,000円 入院・手術・放射線治療の前後も保障	<通院給付金日額> 1,000円～1万円	

さらに、「新しい形の医療保険 REASON」には以下の特約を付加していただくことができます。

特約

- 総合先進医療特約
- 三大疾病無制限治療特約
- 三大疾病無制限入院特約
- 三大疾病一時金特約
- 女性専用 女性疾病入院特約
- 女性専用 女性特定手術特約
- 三大疾病保険料払込免除特約

詳細は9～10ページへ

*1 「手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合は、治療給付金における手術・放射線治療の保障はありません。また「手術・放射線治療不担保特則」
 *2 「1回の入院」の詳細は「契約概要 P.22」をご確認ください。
 *3 治療給付金額にかかわらず、外来手術のみを受けた月は2.5万円となります。
 *4 「入院給付金不担保特則」を付加した場合は、疾病入院給付金および災害入院給付金の保障はありません。
 *5 「健康祝金特則」を付加した場合、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。主契約の一部と
 *6 主契約に「手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合、通院給付金の支払事由は「入院の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をし
 ●治療給付金額・入院給付金日額・通院給付金日額は、アフラックの基準により通算限度額を定めており、契約年齢、ご職業などによっては

を付加する場合は、「入院給付金不担保特則*4」も同時に付加する必要があります。
 なるため、保険料払込期間は主契約と同一です。主契約に「手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合には付加できません。たとき」となります。詳細は「契約概要 P.23」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 制限があります。

医療の現状/商品の特長

保障内容について

男性

保険料表

女性

ご契約後のサービス

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q&A

- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約> のがん(悪性新生物)の保障開始(「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合は、上皮内新生物の保障開始を含む)、および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。また、特則のみを解約することはできません。
- ※ 支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件、先進医療など、詳細は17～58ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「Q&A」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

総合先進医療特約 先進医療に備えておきたい方に

総合先進医療特約	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額 (通算2,000万円まで)	10年満期(自動更新)*
----------	---------	---	--------------

* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.32～34](#) をご確認ください。

三大疾病無制限治療特約 三大疾病による長期の治療に備えておきたい方に

三大疾病無制限治療特約	三大疾病無制限治療給付金	がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患の治療を目的とする主契約の治療給付金の支払限度月数を超える入院をしたとき 月数無制限 10万円 ^{*2} (特約給付金額10万円の場合)	<特約給付金額> 5万円～ 主契約の 治療給付金額と 同額まで	終身
-------------	--------------	--	---	----

*1 主契約の治療給付金が支払われる月については、三大疾病無制限治療給付金はお支払いしません。
*2 主契約の規定により、外来による手術のみを受けたものとみなされる月については、主契約の治療給付金として2.5万円が支払われるため、特約給付金額から2.5万円を差し引いた金額をお支払いします。

三大疾病無制限入院特約 三大疾病による長期入院に備えておきたい方に

三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院給付金	がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患の治療を目的とする主契約の疾病・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき 日数無制限 5,000円 (三大疾病無制限入院給付金日額5,000円の場合)	<三大疾病無制限入院給付金日額> 1,000円～ 主契約の 入院給付金日額と 同額まで	終身
-------------	--------------	---	---	----

* 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合は、お支払いしません。主契約に「入院給付金不担保特則」が付加されている場合は付加できません。

三大疾病一時金特約 三大疾病の備えを充実させたい方に

三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	がん(悪性新生物)・上皮内新生物*1と診断確定されたときや心疾患・脳血管疾患による手術または所定の入院をしたとき 回数無制限で保障(1年に1回) 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	<特約給付金額> 30万円～ 主契約の治療給付金額の20倍または 200万円の いずれか小さい 金額まで	終身
上皮内新生物一時金特則を付加した場合	上皮内新生物一時金	回数無制限で保障(1年に1回) 50万円 (上皮内新生物給付割合100%の場合)*2	特約給付金額 × 上皮内新生物給付割合 (100%または10%)	

*1 「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合に保障されます。
*2 上皮内新生物一時金額は、特約給付金額×上皮内新生物給付割合となります。上皮内新生物給付割合は、100%・10%のいずれかを選択いただけます。

女性疾病入院特約 女性特定疾病による入院に備えておきたい方に **女性専用**

女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院をしたとき 1回の入院につき60日まで 1日につき 5,000円	終身
----------	-----------	---	----

女性特定手術特約 女性特定の手術に備えておきたい方に **女性専用**

女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき 1回につき 20万円	10年満期(自動更新)*
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき 1回につき 50万円	

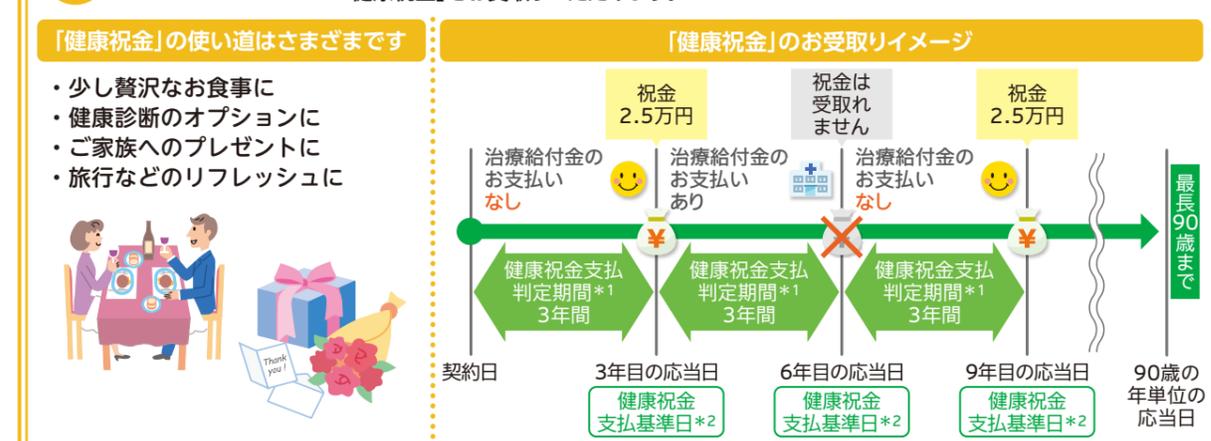
* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.32～34](#) をご確認ください。

三大疾病保険料払込免除特約 三大疾病になったときの保険料のお払込みが心配な方に

三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	がん(悪性新生物)の場合:初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき 急性心筋梗塞・脳卒中の場合:治療を目的として手術または入院をしたとき 心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合:治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき
上皮内新生物保障特則を付加した場合	上記の免除事由に加えて、下記を追加 ● 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	

以後の保険料はいただきません。(保障は継続します。)

健康祝金特則 <健康祝金特則>を付加した場合、所定の条件を満たしたときに「健康祝金」をお受取りいただけます。



*1 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。
*2 契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。

月払保険料表(個別取扱)

(口座振替料率)

治療給付金額:10万円
入院給付金日額:5,000円
治療給付金の支払限度の型:1カ月型

手術・放射線治療不担保特則:なし
入院給付金不担保特則:なし

- 契約日が2024年9月2日以降の(ただし、アフラックは、将来、新たに)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払方法については「契約概要 P.32~34」をご確認ください。
- 特約をご希望の場合は、主契約

保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。な保険契約に対して保険料を変更する場合があります。ける満年齢(1年未満は切捨)によります。
契約概要 P.32~34をご確認ください。の保険料に特約の保険料を追加してください。

! <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
・下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。
・ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、17~39ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間:終身(ただし、<総合先進医療特約>は10年)

三大疾病保険料払込免除特約 **あり** (上皮内新生物保障特則なし)

契約日 の 満年齢	主契約*1		特約				
	健康祝金特則 なし	健康祝金特則 あり	通院特約	総合先進 医療特約	三大疾病 無制限治療特約	三大疾病 無制限入院特約	三大疾病 一時金特約*2
			通院給付金日額 5,000円の場合		特約給付金額 10万円の場合	三大疾病無制限 入院給付金日額 5,000円の場合	特約給付金額 50万円の場合
0歳	1,216円	1,835円	295円	102円	160円	65円	615円
1	1,228	1,847	300	102	160	70	635
2	1,234	1,854	305	102	170	70	655
3	1,255	1,876	310	102	170	70	675
4	1,266	1,887	315	102	180	75	695
5	1,277	1,899	325	102	180	75	720
6	1,299	1,923	330	102	190	80	740
7	1,310	1,933	340	102	200	80	765
8	1,331	1,955	345	102	200	80	790
9	1,353	1,977	355	102	210	85	815
10	1,374	1,998	365	102	210	85	840
11	1,391	2,015	370	102	220	90	865
12	1,412	2,036	380	102	230	90	895
13	1,434	2,058	390	102	240	95	925
14	1,460	2,084	400	102	240	95	960
15	1,487	2,111	405	102	250	100	995
16	1,509	2,133	415	102	260	105	1,030
17	1,536	2,160	425	102	270	105	1,065
18	1,557	2,182	435	102	280	110	1,105
19	1,574	2,198	445	103	290	115	1,145
20	1,601	2,226	455	103	300	120	1,180
21	1,618	2,244	470	103	310	120	1,225
22	1,645	2,270	480	103	320	125	1,270
23	1,668	2,293	495	103	330	130	1,315
24	1,710	2,336	505	103	340	135	1,365
25	1,737	2,361	520	103	350	140	1,420
26	1,775	2,400	535	103	370	145	1,475
27	1,817	2,442	550	104	380	150	1,525
28	1,865	2,489	565	104	400	155	1,590
29	1,913	2,537	585	104	410	160	1,655
30	1,961	2,586	605	104	430	165	1,720
31	2,039	2,663	625	105	450	170	1,790
32	2,122	2,746	645	105	470	175	1,860
33	2,199	2,823	665	106	490	185	1,940
34	2,292	2,915	690	106	510	195	2,020
35	2,391	3,014	715	107	540	200	2,110
36	2,499	3,123	740	107	560	210	2,195
37	2,598	3,220	765	108	590	220	2,290
38	2,711	3,333	795	108	620	230	2,390
39	2,815	3,438	820	109	650	240	2,495
40	2,944	3,565	845	110	680	255	2,605
41	3,113	3,734	880	111	710	265	2,780
42	3,292	3,914	915	112	750	280	2,960
43	3,492	4,111	950	113	790	290	3,155
44	3,686	4,306	985	114	830	305	3,365
45	3,881	4,501	1,025	115	870	325	3,585
46	4,106	4,722	1,100	117	920	340	3,815
47	4,336	4,952	1,170	118	970	360	4,070
48	4,577	5,194	1,255	120	1,010	380	4,340
49	4,811	5,423	1,350	121	1,060	400	4,620
50	5,072	5,684	1,450	123	1,120	420	4,920
51	5,769	6,381	1,520	125	1,190	445	5,195
52	6,517	7,123	1,605	127	1,250	470	5,490
53	7,310	7,916	1,690	129	1,320	495	5,800
54	8,158	8,764	1,785	131	1,400	520	6,130
55	9,052	9,650	1,875	133	1,480	555	6,470
56	10,020	10,618	1,975	135	1,560	585	6,830
57	10,789	11,386	2,085	137	1,640	620	7,210
58	11,392	11,979	2,190	139	2,090	655	7,605
59	12,006	12,593	2,310	141	2,390	695	8,020
60	14,555	15,140	2,430	143	2,390	735	8,445
61	15,210	15,782	2,525	145	2,390	775	8,895
62	15,904	16,475	2,625	147	2,390	815	9,360
63	16,668	17,237	2,725	149	2,390	855	9,845
64	17,458	18,011	2,825	151	2,390	900	10,345
65	18,316	18,867	2,930	152	2,500	945	10,845
66	19,226	19,774	3,030	154	2,620	995	11,355
67	20,211	20,737	3,125	155	2,750	1,045	11,880
68	21,281	21,804	3,230	156	2,880	1,100	12,405
69	22,421	22,940	3,325	157	3,000	1,150	12,940
70	23,636	24,129	3,420	157	3,140	1,210	13,475
71	24,393	24,882	3,505	157	3,270	1,270	14,005
72	25,138	25,623	3,585	157	3,400	1,330	14,535
73	25,902	26,354	3,660	157	3,530	1,395	15,065
74	26,715	27,163	3,730	157	3,650	1,465	15,610
75	27,558	28,003	3,800	156	3,780	1,525	16,185
76	28,459	28,865	3,875	156	3,910	1,600	16,785
77	29,415	29,820	3,945	155	4,050	1,675	17,430
78	30,439	30,841	4,015	155	4,190	1,755	18,115
79	31,502	31,854	4,085	154	4,330	1,830	18,830
80	32,636	32,988	4,150	153	4,470	1,905	19,570
81	34,051	34,401	4,220	151	4,620	1,980	20,335
82	35,550	35,830	4,295	150	4,770	2,050	21,110
83	37,185	37,465	4,370	148	4,920	2,120	21,925
84	38,381	38,660	4,445	147	5,050	2,180	22,815
85	39,443	39,617	4,530	145	5,840	2,250	23,785

*1 主契約は、治療給付金、疾病入院給付金、災害入院給付金の保障となります。(健康祝金特則を付加した場合は、健康祝金も含まれます。) *2 「上皮内新生物一時金特則」は付加されていません。

三大疾病保険料払込免除特約 **なし**

契約日 の 満年齢	主契約*1		特約				
	健康祝金特則 なし	健康祝金特則 あり	通院特約	総合先進 医療特約	三大疾病 無制限治療特約	三大疾病 無制限入院特約	三大疾病 一時金特約*2
			通院給付金日額 5,000円の場合		特約給付金額 10万円の場合	三大疾病無制限 入院給付金日額 5,000円の場合	特約給付金額 50万円の場合
0歳	1,184円	1,763円	270円	99円	150円	60円	560円
1	1,195	1,773	275	99	150	60	575
2	1,211	1,789	280	99	160	65	590
3	1,217	1,795	285	99	160	65	605
4	1,228	1,805	290	99	170	65	625
5	1,234	1,810	295	99	170	70	640
6	1,255	1,832	300	99	180	70	660
7	1,266	1,841	305	99	180	70	680
8	1,288	1,862	310	99	190	75	700
9	1,294	1,868	320	99	190	75	720
10	1,315	1,886	325	99	200	75	740
11	1,336	1,906	330	99	200	80	765
12	1,348	1,916	340	99	210	80	790
13	1,369	1,935	345	99	210	85	810
14	1,390	1,954	350	99	220	85	830
15	1,411	1,974	360	99	230	90	860
16	1,433	1,994	365	99	230	90	885
17	1,449	2,009	370	99	240	95	915
18	1,470	2,028	380	99	250	95	945
19	1,492	2,049	385	99	260	100	975
20	1,514	2,069	395	99	260	100	1,005
21	1,540	2,093	400	99	270	105	1,035
22	1,547	2,097	410	99	280	110	1,070
23	1,573	2,121	420	99	290	110	1,100
24	1,600	2,146	430	99	300	115	1,135
25	1,627	2,170	440	99	310	120	1,170
26	1,664	2,204	450	99	320	120	1,205
27	1,690	2,228	460	99	330	125	1,250
28	1,727	2,261	475	99	340	130	1,290
29	1,769	2,300	485	99	350	135	1,335
30	1,806	2,335	495	99	360	140	1,380
31	1,868	2,392	505	99	370	145	1,425
32	1,930	2,451	520	99	390	150	1,475
33	2,003	2,521	535	99	400	155	1,520
34	2,065	2,578	545	99	420	160	1,570
35	2,142	2,652	560	99	430	165	1,625
36	2,204	2,711	575	99	450	165	1,680
37	2,281	2,782	595	99	470	170	1,740
38	2,359	2,857	610	99	490	175	1,800
39	2,436	2,931	625	99	500	185	1,855
40	2,523	3,013	645	99	520	190	1,920
41	2,634	3,120	660	99	550	200	2,030
42	2,757	3,240	680	99	570	205	2,040
43	2,879	3,355	700	99	590	215	2,260
44	3,017	3,489	720	99	620	225	2,385
45	3,154	3,622	740	99	640	235	2,515
46	3,292	3,752	785	99	670	240	2,650
47	3,430	3,886	825	99	700	255	2,790
48	3,572	4,024	875	99	730	265	2,940
49	3,720	4,164	925	99	760	275	3,100
50	3,873	4,313	985	99	790	290	3,260
51	4,312	4,747	1,025	99	830	300	3,405
52	4,755	5,182	1,065	99	860	315	3,550
53	5,219	5,642	1,110	99	900	330	3,710
54	5,708	6,127	1,150	99	940	345	3,870
55	6,212	6,621	1,200	99	980	360	4,040
56	6,651	7,056	1,250	99	1,010	375	4,215
57	6,929	7,329	1,300	99	1,220	395	4,400
58	7,233	7,623	1,355	99	1,490	415	4,595

月払保険料表(個別取扱)
(口座振替料率)

治療給付金額:10万円
入院給付金日額:5,000円
治療給付金の支払限度の型:1カ月型

手術・放射線治療不担保特則:なし
入院給付金不担保特則:なし

- 契約日が2024年9月2日以降の(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 保険料のお払込方法については「契約概要 P.32~34」をご確認ください。
- 特約をご希望の場合は、主契約の保険料に特約の保険料を追加してください。

保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
異なる満年齢(1年未満は切捨)によります。
契約概要 P.32~34)をご確認ください。
の保険料に特約の保険料を追加してください。

! <総合先進医療特約><女性特定手術特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
・下記以外の保険料などについては、募集代理店またはアフラックまでお問い合わせください。
・ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、17~39ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間:終身(ただし、<総合先進医療特約><女性特定手術特約>は10年)

三大疾病保険料払込免除特約 **あり** (上皮内新生物保障特則なし)

契約日 の 満年齢	主契約*1		特約							
	健康祝金特則 なし	健康祝金特則 あり	通院特約		三大疾病 無制限治療特約		三大疾病 一時金特約*2		女性疾病 入院特約	女性特定 手術特約
			通院給付金日額 5,000円の場合	総合先進 医療特約	特約給付金額 10万円の場合	三大疾病無制限 入院給付金日額 5,000円の場合	特約給付金額 50万円の場合			
0歳	1,350円	1,958円	400円	102円	150円	85円	505円	190円	—	—
1	1,363	1,969	410	102	150	85	520	195	—	—
2	1,366	1,972	420	102	160	90	535	200	—	—
3	1,379	1,986	430	102	160	90	555	205	—	—
4	1,391	1,996	440	102	170	95	570	210	—	—
5	1,405	2,010	450	102	170	95	585	215	—	—
6	1,413	2,019	460	102	180	100	605	225	—	—
7	1,427	2,031	475	102	180	105	625	230	—	—
8	1,456	2,060	485	102	190	105	645	235	—	—
9	1,470	2,074	495	102	190	110	665	245	—	—
10	1,489	2,090	510	102	200	110	685	250	—	—
11	1,528	2,128	525	102	210	115	705	260	—	—
12	1,552	2,152	540	102	210	120	730	270	—	—
13	1,592	2,189	555	102	220	125	755	275	—	—
14	1,631	2,227	570	102	220	125	780	285	—	—
15	1,671	2,267	585	103	230	130	805	295	101円	—
16	1,701	2,293	605	103	240	135	825	305	104	—
17	1,746	2,338	620	103	250	140	855	315	109	—
18	1,787	2,379	640	103	260	145	885	325	114	—
19	1,831	2,419	655	103	260	150	920	335	121	—
20	1,877	2,465	675	103	270	155	950	345	128	—
21	1,929	2,517	700	104	280	160	980	355	137	—
22	1,975	2,559	720	104	290	165	1,015	365	146	—
23	2,032	2,616	740	104	300	165	1,045	375	157	—
24	2,080	2,665	765	104	310	170	1,080	385	167	—
25	2,127	2,709	790	104	330	175	1,120	390	179	—
26	2,180	2,763	815	105	330	185	1,150	400	192	—
27	2,218	2,803	835	105	340	190	1,195	405	205	—
28	2,260	2,842	860	106	350	195	1,235	410	219	—
29	2,306	2,891	885	106	370	205	1,280	410	236	—
30	2,335	2,924	905	107	380	210	1,325	415	257	—
31	2,372	2,960	925	107	400	220	1,375	415	282	—
32	2,413	3,005	940	108	410	230	1,420	415	310	—
33	2,437	3,033	955	109	430	240	1,470	415	344	—
34	2,474	3,069	965	109	450	250	1,515	415	379	—
35	2,499	3,099	970	110	470	260	1,570	415	418	—
36	2,537	3,142	970	111	490	270	1,620	415	454	—
37	2,574	3,177	970	112	510	280	1,675	420	492	—
38	2,618	3,226	970	113	530	290	1,730	425	531	—
39	2,665	3,277	970	114	550	305	1,790	430	563	—
40	2,709	3,317	970	114	570	315	1,840	435	587	—
41	2,788	3,400	975	115	600	330	1,940	445	603	—
42	2,875	3,489	975	116	620	345	2,045	450	610	—
43	2,967	3,575	975	117	650	355	2,150	465	609	—
44	3,085	3,695	1,000	117	670	370	2,260	475	602	—
45	3,208	3,818	1,025	118	700	390	2,370	485	590	—
46	3,346	3,947	1,080	118	730	405	2,480	495	572	—
47	3,484	4,085	1,140	119	760	420	2,600	505	549	—
48	3,627	4,228	1,195	119	790	440	2,720	520	519	—
49	3,769	4,360	1,265	119	820	460	2,840	535	493	—
50	3,912	4,502	1,335	120	860	480	2,970	550	472	—
51	4,421	5,011	1,385	120	890	495	3,075	565	470	—
52	4,955	5,533	1,435	121	930	520	3,185	585	472	—
53	5,529	6,107	1,485	121	970	545	3,300	600	479	—
54	6,123	6,701	1,540	122	1,000	570	3,425	620	489	—
55	6,741	7,305	1,600	123	1,040	595	3,550	640	500	—
56	7,401	7,965	1,660	123	1,090	625	3,685	665	515	—
57	7,745	8,308	1,730	124	1,140	655	3,830	685	534	—
58	8,070	8,619	1,795	125	1,170	690	3,980	710	557	—
59	8,439	8,988	1,865	126	1,170	725	4,140	735	581	—
60	10,404	10,952	1,940	126	1,170	765	4,310	760	608	—
61	10,779	11,309	1,995	127	1,170	805	4,485	785	604	—
62	11,174	11,703	2,055	128	1,170	840	4,670	815	599	—
63	11,599	12,127	2,115	129	1,170	890	4,870	840	593	—
64	12,059	12,566	2,170	130	1,170	940	5,075	870	587	—
65	12,544	13,050	2,230	131	1,640	995	5,285	900	579	—
66	13,074	13,579	2,290	131	1,720	1,050	5,505	935	570	—
67	13,639	14,120	2,355	132	1,800	1,110	5,740	970	560	—
68	14,253	14,734	2,420	133	1,890	1,170	5,980	1,005	549	—
69	14,916	15,396	2,475	133	1,990	1,245	6,230	1,040	536	—
70	15,620	16,071	2,535	134	2,090	1,320	6,490	1,080	523	—
71	16,079	16,529	2,595	134	2,200	1,405	6,760	1,120	—	—
72	16,562	17,012	2,655	135	2,300	1,490	7,050	1,160	—	—
73	17,070	17,486	2,705	135	2,420	1,585	7,355	1,205	—	—
74	17,597	18,014	2,760	135	2,550	1,695	7,675	1,250	—	—
75	18,173	18,591	2,810	135	2,690	1,810	8,015	1,300	—	—
76	18,779	19,155	2,865	136	2,840	1,935	8,375	1,350	—	—
77	19,428	19,806	2,920	136	3,000	2,080	8,765	1,405	—	—
78	20,132	20,512	2,975	136	3,180	2,235	9,195	1,460	—	—
79	20,881	21,208	3,025	136	3,370	2,415	9,650	1,515	—	—
80	21,665	21,995	3,080	136	3,590	2,620	10,130	1,580	—	—
81	22,659	22,991	3,130	136	3,820	2,850	10,645	1,645	—	—
82	23,734	23,994	3,190	135	4,090	3,120	11,205	1,720	—	—
83	24,900	25,164	3,245	135	4,400	3,450	11,820	1,800	—	—
84	26,166	26,432	3,305	134	4,720	3,785	12,465	1,880	—	—
85	27,533	27,695	3,375	134	5,020	4,140	13,155	1,965	—	—

*1 主契約は、治療給付金、疾病入院給付金、災害入院給付金の保障となります。(健康祝金特則を付加した場合は、健康祝金も含まれます。) *2 「上皮内新生物一時金特則」は付加されていません。

三大疾病保険料払込免除特約 **なし**

契約日 の 満年齢	主契約*1		特約							
	健康祝金特則 なし	健康祝金特則 あり	通院特約		三大疾病 無制限治療特約		三大疾病 一時金特約*2		女性疾病 入院特約	女性特定 手術特約
			通院給付金日額 5,000円の場合	総合先進 医療特約	特約給付金額 10万円の場合	三大疾病無制限 入院給付金日額 5,000円の場合	特約給付金額 50万円の場合			
0歳	1,309円	1,876円	370円	99円	140円	80円	455円	175円	—	—
1	1,317	1,881	375	99	140	80	470	175	—	—
2	1,329	1,893	385	99	150	80	480	180	—	—
3	1,332	1,895	390	99	150	85	495	185	—	—
4	1,345	1,905	400	99	150	85	505	190	—	—
5	1,358	1,917	410	99	160	90	515	195	—	—
6	1,370	1,928	420	99	160	90	530	200	—	—
7	1,383	1,939	430	99	170	95	545	205	—	—
8	1,396	1,951	440	99	170	95	560	215	—	—
9	1,409	1,962	450	99	180	100	575	220	—	—
10	1,428	1,977	460	99	180	100	595	225	—	—
11	1,461	2,008	470	99	190	105	610	230	—	—
12	1,495	2,040	485	99	190	105	630	240	—	—
13	1,523	2,063	495	99	200	110	645	245	—	—
14	1,557	2,095	505	99	200	110	665	250	—	—
15	1,596	2,132	515	99	210	115	685	260	98円	—
16	1,625	2,156	530	99	210	120	705	265	100	—
17	1,654	2,183	545	99	220	120	725	275	104	—
18	1,693	2,220	555	99	230	125	750	280	109	—
19	1,733	2,255	570	99	230	130	770	290	115	—
20	1,768	2,287	585	99	240	130	795	300	121	—
21	1,808	2,325	600	99	250	135	815	305	129	—
22	1,858	2,370	615	99	260	140	835	315	138	—
23	1,897	2,407	635	99	260	145	860	320	148	—
24	1,938	2,447	650	99	270	150	885	325	158	—
25	1,989	2,493	670	99	280	155	910	330	168	—
26										



ご契約後のサービス

長生きの時代、
お客さまの「生

日々の健康づくりやライフステージによって異なるさまざまな心配事に、
きる」をトータルに支える、頼れるサービスをご案内します。

豊富なラインアップの各種サービスを無料や優待価格でご利用いただけます。

日々の健康づくり・予防

<p>割引有</p> <p>運動習慣をつけたい</p> <p>スポーツクラブ優待利用サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	<p>無料*1</p> <p>運動習慣をつけたい</p> <p>オンラインフィットネス優待利用サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	<p>割引有</p> <p>自分にあった健康的な食事を取りたい</p> <p>献立・栄養管理支援サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>
<p>割引有</p> <p>検診を受けたい</p> <p>人間ドック・PET検診予約サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	<p>無料*1</p> <p>こころの悩みを相談したい</p> <p>メンタルヘルス電話相談サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 被保険者さま</p>	<p>無料*1</p> <p>こころの悩みを相談したい</p> <p>メンタルヘルス面談サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 被保険者さま</p>

治療や介護のサポート

<p>無料*1</p> <p>健康や医療に関する相談をしたい</p> <p>オンライン医療相談サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さま</p>	<p>無料*1</p> <p>健康や医療に関する相談をしたい</p> <p>24時間健康電話相談サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	<p>無料*1*2</p> <p>セカンドオピニオンを受けたい</p> <p>セカンドオピニオンサービス ベストドクターズ®・サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 被保険者さま</p>
<p>無料*1*2</p> <p>専門のお医者さんを探したい</p> <p>治療を目的とした専門医紹介サービス ベストドクターズ®・サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 被保険者さま</p>	<p>無料*1</p> <p>介護に関する相談をしたい</p> <p>介護電話相談サービス</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	

老後の自分らしい暮らしへの備え

<p>割引有</p> <p>身元保証人を頼みたい</p> <p>入院身元保証・入居身元保証</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>	<p>割引有</p> <p>自分にあった終活をしたい</p> <p>エンディングサポート(死後事務サービス)</p> <p>〈ご利用できる方〉 ご契約者さまとご家族</p>
--	---

ダックの頼れるサービスは
電話・Webからご利用いただけます。

ダックの頼れるサービス

各サービスのご利用条件、
ご利用方法の詳細は
アフラックオフィシャルホームページを
ご確認ください。

*1 無料で利用できる条件や範囲は、サービスによって異なります。
*2 無料の範囲は医師の紹介料およびセカンドオピニオン受診費用のみで
紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療などにかかる費用は
ご利用者さま負担です。

注意事項

- ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客さまに向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- ダックの頼れるサービスの内容は、2024年9月2日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- ご契約者さまが法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。

- サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアに限られる場合があります。
- ダックの頼れるサービスは、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックの医療保険に複数ご加入いただいても、無料で提供回数は変わりません。
- ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客さまとの間の利用

規約やその他契約にもとづいて提供されます。無料で利用できるサービスを
除き、各サービスの利用料金はお客さまのご負担となります。
●各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ
(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html>)を
ご確認ください。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

特長
2

保険料払込期間・保険料払込方法をお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込方法
<ul style="list-style-type: none"> 終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済 	<ul style="list-style-type: none"> 月払 半年払 年払 前納

▶▶保険料払込期間について、詳細は **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.20~21] をご確認ください。
▶▶保険料払込方法について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.32~34] をご確認ください。

もくじ

P.17~39

01	「新しい形の医療保険 REASON」の特長・しくみ	17
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	20
03	給付金のお支払いなど	22
04	契約者配当金・解約払戻金・払戻金	31
05	保険料のお払込方法・特約の更新など	32
06	保険料お払込みの流れ	35
07	保険料に関する留意事項	37
08	お引受けの条件	38

契約概要で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など 補足事項 を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

01 「新しい形の医療保険 REASON」の特長・しくみ

特長
1

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障します。

- 病気(がんを含む)・ケガによる入院や手術、放射線治療を受けた月ごとに治療給付金をお支払いします。
日帰り入院 など短期の入院や、入院・手術・放射線治療前後の通院*についても給付金をお支払いします。
 - 高額療養費制度利用後の自己負担額を踏まえた保障や、入院・通院時*の諸経費の保障を備えることができます。
- * 通院の保障は<通院特約>を付加した場合

特長
3

ニーズにあわせて特約・特則を付加できます。

主契約に下記の特約・特則を付加して、保障を充実させることができます。

健康祝金特則	健康祝金支払判定期間中に所定の条件に該当したとき、健康祝金をお支払いします。
通院特約〔2023A〕	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的として通院をしたとき、給付金をお支払いします。
総合先進医療特約〔2012〕	先進医療を受けたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病無制限治療特約	三大疾病 の治療を目的とする主契約の治療給付金の支払限度月数を超える入院をしたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病無制限入院特約〔2020〕	三大疾病の治療を目的とする主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病で所定の状態に該当したとき、一時金をお支払いします。(1年に1回を限度、回数無制限)
女性疾病入院特約〔2020〕	女性特定疾病により入院をしたとき、給付金をお支払いします。
女性特定手術特約	女性特定手術を受けたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕	三大疾病で所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

用語

●「日帰り入院」とは
入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

用語

●「三大疾病」とは
がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

次ページへ続く▶

しくみ

「新しい形の医療保険 REASON」に付加できる特約の一部の保障開始には、所定の **待ち期間** があります。

▶▶ **待ち期間** について、詳細は **注意喚起情報 P.43** をご確認ください。

▶▶ **自動更新** について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.32~34** をご確認ください。

主契約・特約・特約名称	給付金など	保険期間
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2023A〕	治療給付金*1 疾病入院給付金*2 災害入院給付金*2	終身
+ ニーズにあわせて特約・特約を付加できます		
健康祝金特約*3	健康祝金	
通院特約 〔2023A〕*4	通院給付金	終身
総合先進医療特約 〔2012〕	先進医療給付金	10年満期 自動更新
三大疾病無制限治療特約	三大疾病 無制限治療給付金	終身
三大疾病無制限入院特約 〔2020〕*5	三大疾病 無制限入院給付金	終身
三大疾病一時金特約 〔2020〕 上皮内新生物一時金特約	三大疾病一時金 上皮内新生物一時金	がんの保障 待ち期間*6 終身
女性疾病入院特約 〔2020〕	女性疾病入院給付金	終身
女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	乳房に関する保障 待ち期間 10年満期 自動更新
三大疾病保険料 払込免除特約〔2023〕 上皮内新生物保障特約	保険料払込免除	がんの保障 待ち期間*6

- *1 「手術・放射線治療不担保特約」を付加することで、治療給付金における手術および放射線治療の保障を外すこともできます。なお、「手術・放射線治療不担保特約」を付加する場合は、「入院給付金不担保特約」を同時に付加する必要があります。
- *2 「入院給付金不担保特約」を付加することで、疾病入院給付金および災害入院給付金の保障を外すこともできます。
- *3 主契約に「手術・放射線治療不担保特約」を付加した場合、本特約は付加できません。また、被保険者が90歳となる年単位の**契約応当日**（用語）の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。
- *4 主契約に「手術・放射線治療不担保特約」を付加する場合は、手術・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的とした通院は保障されません。
- *5 主契約に「入院給付金不担保特約」を付加した場合、本特約は付加できません。
- *6 「上皮内新生物一時金特約」「上皮内新生物保障特約」を付加した場合、上皮内新生物の保障にも待ち期間があります。

用語

- 「**契約応当日**」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払込期間については、**05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.32~34** をあわせてご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
新しい形の 医療保険 REASON	主契約 医療保険〔無解約払戻金2023A〕*1	終身	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	0歳~満85歳

*1 治療給付金の支払限度の型は1カ月型または4カ月型からお選びいただけます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.32~34** をご確認ください。

<付加できる特約・特約>

各特約・特約の契約年齢は、主契約の保険料払込期間によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
健康祝金特約	健康祝金特約	主契約と同一*2	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
通院特約	通院特約 〔2023A〕	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
総合先進医療特約	総合先進医療特約 〔2012〕	10年*3*4	10年*4	終身払	0歳~満85歳
				60歳払済	0歳~満55歳
				65歳払済	0歳~満60歳
				2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	0歳~満85歳	
三大疾病無制限 治療特約	三大疾病無制限 治療特約	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
三大疾病無制限 入院特約	三大疾病無制限 入院特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満85歳

*2 「健康祝金特約」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特約」の中途解約はできません。

*3 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。

*4 つぎの場合、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。

- ① 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき
- ② 主契約の保険料払込期間が2年払済のとき

次ページへ続く▶

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年*1*2	10年*2	終身払	満15歳～満70歳
				60歳払済	満15歳～満55歳
				65歳払済	満15歳～満60歳
				2年払済	満15歳～満70歳
				10年払済	満15歳～満70歳
三大疾病保険料 払込免除特約	三大疾病保険料 払込免除特約 〔2023〕	主契約の 保険料 払込期間と 同一*3	-	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満55歳
				65歳払済	0歳～満60歳
				2年払済	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満85歳

- *1 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
 - *2 つぎの場合、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
 - ①主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき
 - ②主契約の保険料払込期間が2年払済のとき
 - *3 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済で、主契約の保険料払込期間満了後に<総合先進医療特約><女性特定手術特約>が更新可能な場合、保険期間は終身となります。
- ▶▶特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.32~34] をご確認ください。

⚠ 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申込みください。また、特則のみを解約することはできません。

■「指定代理請求特約」(代理人によるご請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。
▶▶詳細は **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

■「特別条件特則」について

- 持病・既往症などがある方について、被保険者の健康状態により、以下の条件でご契約をお引受けできる場合があります。
 - ・アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間を保障しない条件
 - ・特定の高度障害状態に該当したときに保障しない条件
- 本特則のみを解約することはできません。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、つぎの保障については保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。

- ・<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障*4
- ・<女性特定手術特約>の乳房に関する保障

*4「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合は上皮内新生物の保障を含みます。
※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。
▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.43** をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり「新しい形の医療保険 REASON」**について

支払事由などについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

主契約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 無解約払戻金 2023A	治療給付金	病気またはケガによって、つぎのいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②つぎのいずれかの手術を受けたとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	支払事由に該当する月ごとに治療給付金額(外来による②(ア)の手術のみを受けた月は2.5万円)	支払事由に該当する月につき1回 <入院のみに該当した場合> 治療給付金の支払限度の型に応じた限度*1 <手術または放射線治療に該当した場合> 支払月数無制限
		「手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合	上記の治療給付金の支払事由を以下に読み替えます 病気またはケガによって入院をしたとき	支払事由に該当する月ごとに治療給付金額
	疾病入院給付金	病気によって入院をしたとき	1日につき入院給付金日額	・1回の入院 用語 について60日 ・通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガによって入院をしたとき	1日につき入院給付金日額	・1回の入院 用語 について60日 ・通算1,095日
	「入院給付金不担保特則」を付加した場合	(疾病入院給付金・災害入院給付金の保障はありません)	-	-

*1 入院のみに該当した月の支払限度は、治療給付金の支払限度の型に応じて以下のとおりとします。

治療給付金の支払限度の型	1回の入院 用語 についての治療給付金を支払う月数の限度	通算支払限度
1カ月型	1カ月	60カ月
4カ月型	4カ月	60カ月

※入院をした月に「手術または放射線治療」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入しません。ただし、入院をした月に「外来による②(ア)の手術」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入します。

▶ 次ページへ続く

用語

●「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、治療給付金を支払う月数の限度(1カ月または4カ月)を適用します。

治療給付金	治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)ただし、治療給付金の支払事由に該当する入院であっても、入院をしている月*2に手術*3または放射線治療を受けた場合、その入院は1回の入院には含めません。 ▶▶詳細は P.27 <例4-2> をご確認ください。	「手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合 治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません) *2 入院期間が2カ月以上にまたがる場合はすべての月とします。 *3 外来による支払事由②(ア)に該当する手術を除きます。
-------	--	---

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日を適用します。

疾病入院給付金	疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

※上記の給付金において、前回の入院の退院日の翌日から181日以上経過して開始した入院は、「1回の入院」とみなさず、新たな入院となります。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特約	健康祝金*1	つぎの①②のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*2に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*3において治療給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、2.5万円	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで

- *1 支払事由が生じたときから、アフラック所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率について詳細は、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。
- *2 契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。
- *3 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

特約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度
通院特約 〔2023A〕	通院給付金	主契約の治療給付金の支払事由に該当する入院・手術*4・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的として、 通院期間 中に通院をしたとき	通院1日につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 通院期間中の通院について30日 通算1,095日
	主契約に「手術・放射線治療不担保特約」が付加されている場合	上記の通院給付金の支払事由を以下に読み替えます 主契約の治療給付金の支払事由に該当する入院の原因となった病気またはケガの治療を目的として、 通院期間 中に通院をしたとき		
総合先進医療特約 〔2012〕	先進医療給付金	病気・ケガによって 先進医療 を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円

*4 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

先進医療 とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

用語

● 「通院期間」とは

- つぎの①および②をあわせた期間
- ①入院開始日の前日または手術*4もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間
 - ②退院日の翌日または手術*4もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間
- ※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。
- 主契約に「手術・放射線治療不担保特約」が付加されている場合は、つぎの①および②をあわせた期間
- ①入院開始日の前日からさかのぼって60日以内の期間
 - ②退院日の翌日から120日以内の期間
- ※入院を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
三大疾病無制限治療特約	三大疾病無制限治療給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院*1 ②つぎの(ア)または(イ)いずれかに該当する入院 (ア)主契約の治療給付金の1回の入院についての支払限度月数を超える入院 (イ)主契約の治療給付金の通算支払限度月数を超える入院	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額*2	<ul style="list-style-type: none"> 支払事由に該当する月につき1回 支払月数無制限
三大疾病無制限入院特約 〔2020〕	三大疾病無制限入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院*1 ②つぎの(ア)または(イ)いずれかに該当する入院 (ア)主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数を超える入院 (イ)主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度日数を超える入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
三大疾病一時金特約 〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*1をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*1をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がん(悪性新生物)でつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんの治療を目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*1をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*1をしたとき	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回 支払回数無制限
	「上皮内新生物一時金特約」を付加した場合*3 上皮内新生物一時金	①第1回 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき ②第2回以降 前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、上皮内新生物と診断確定されていて、上皮内新生物の治療を目的として入院をしているとき	1回につき特約給付金額×上皮内新生物給付割合(100%または10%のいずれかを指定できます)	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回 支払回数無制限

- *1 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の再発に対する予防的措置などが行われているだけで、脳血管疾患の治療が行われていないため、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。
- *2 主契約の規定により、外来による手術のみを受けたものとみなされる月については、主契約の治療給付金として2.5万円が支払われるため、特約給付金額から2.5万円を差し引いた金額をお支払いします。
- *3 「上皮内新生物一時金特約」を付加した場合、三大疾病一時金と上皮内新生物一時金はそれぞれ支払事由に該当したときにお支払いします。

特約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度
女性疾病入院特約〔2020〕	女性疾病入院給付金	女性特定疾病によって入院をしたとき	1日につき 女性疾病入院給付金日額	●1回の入院  について60日 ●通算1,095日
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ・乳房観血切除術 (乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術： 1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	1回につき 50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ

特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕	保険料払込免除	つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき
	「上皮内新生物保障特則」を付加した場合	上記①～③の免除事由に加え、「④初めて上皮内新生物と診断確定されたとき」も、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。

➕ 補足

この商品には、死亡・高度障害保険金はありません。

 用語

●「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日を適用します。

女性疾病入院給付金 支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にある入院

前回の入院の退院日の翌日から181日以上経過して開始した入院は、「1回の入院」とみなさず、新たな入院となります。

保障内容に関する注意事項

詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険〔無解約払戻金2023A〕

■ 治療給付金

● 治療給付金の支払例について(4カ月型の場合)

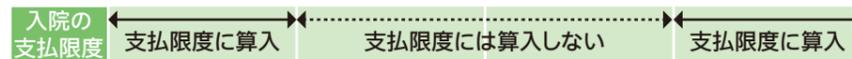
■ 「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」について

<例1>



- 1月から4月は治療給付金をお支払いします。
- 5月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)に達しているため、治療給付金の**お支払いの対象となりません**。
- 6月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)に達していますが、放射線治療を実施しているため、治療給付金をお支払いします。

<例2>



- 1月から4月まで治療給付金をお支払いします。
- 2月は入院中の手術、3月は放射線治療を実施しているため、2月と3月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入しません。
- 4月は入院をした月に外来による手術を受けていますが、入院をしたことにより治療給付金が満額支払われることから、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入します。

■ 複数回入院をした場合について①

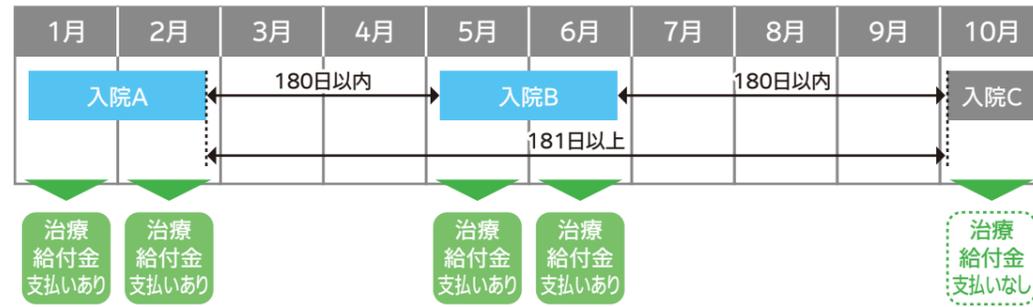
<例3>



- 入院Aは治療給付金(4カ月分)をお支払いします。
- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)を適用します。そのため、入院Bについては治療給付金を**お支払いしません**。
- 入院Cは、治療給付金の支払われる入院Aの退院日の翌日から181日以上経過後に入院を開始しているため、新たな入院となり、治療給付金(1カ月分)をお支払いします。

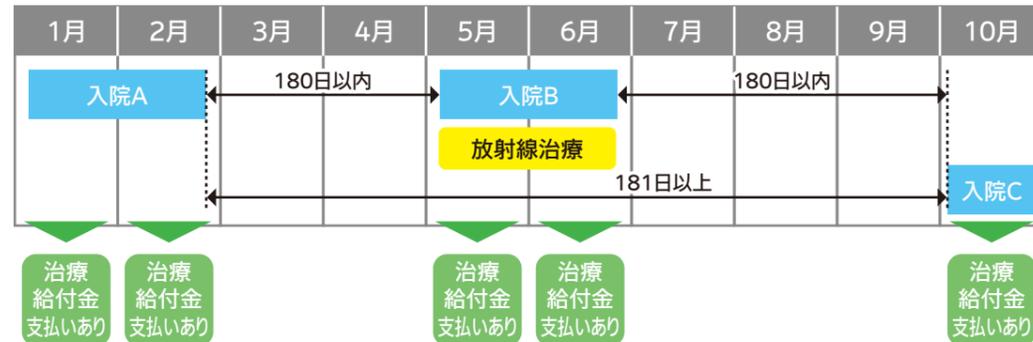
■ 複数回入院をした場合について②

<例4-1> 入院のみの場合



- 1月と2月は治療給付金をお支払いします。
- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院」についての治療給付金を支払う月数の限度(4カ月)に算入したうえで、5月と6月は治療給付金をお支払いします。
- 入院Cは、入院Bの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院A、入院Bおよび入院Cは「1回の入院」とみなし、「1回の入院」についての治療給付金を支払う月数の限度(4カ月)を適用します。そのため、10月は治療給付金をお支払いしません。

<例4-2> 入院Bと同じ月に放射線治療を実施した場合



- このケースでは、<例4-1>と同様に、1月と2月、5月と6月の治療給付金をお支払いしますが、入院Bについては、入院をしているすべての月で放射線治療を実施しているため、「1回の入院」の対象となる入院に含みません。
- 入院Cは、入院Aの退院日の翌日から181日以上経過後に開始しているため、新たな入院となり、10月は治療給付金をお支払いします。

● 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 治療給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」など 2024年5月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術を受けたものとみなします。

● 「所定の手術」について

○ 支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植についても骨髄移植とみなします)
× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療に該当する場合 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 抜歯 異物除去(外耳、鼻腔内) 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

- 医科診療報酬点数の算定要件を満たさない診療行為は「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」にあたらなため、治療給付金の支払対象とはなりません。

● 「骨髄幹細胞の採取術」について

○ 支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 臍帯血幹細胞の採取 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

● 「所定の放射線治療」について

○ 支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合

- 医科診療報酬点数の算定要件を満たさない診療行為は「医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為」にあたらなため、治療給付金の支払対象とはなりません。

■ 疾病入院給付金・災害入院給付金

- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)をした場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日を適用します。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。

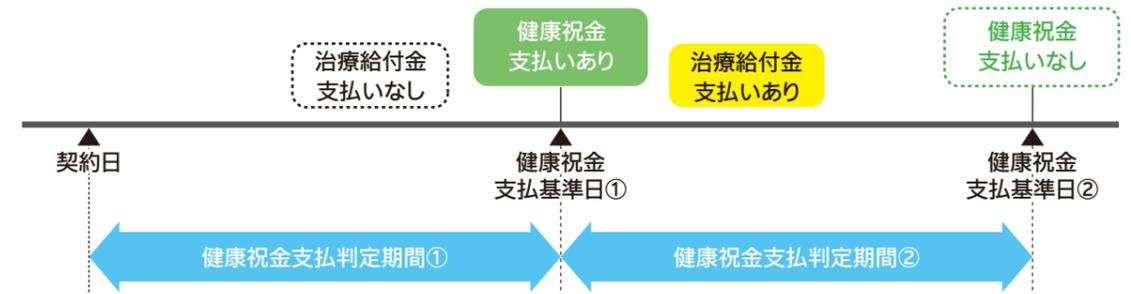
治療給付金・疾病入院給付金・災害入院給付金の入院について

○ 支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
× 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設などへの入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院

健康祝金特則

● 健康祝金の支払例について

<例>



- 健康祝金支払判定期間①については、治療給付金の支払いがないため、健康祝金支払基準日①に健康祝金をお支払いします。
- 健康祝金支払判定期間②については、治療給付金の支払いがあるため、健康祝金支払基準日②に健康祝金をお支払いしません。

● 健康祝金の支払後に健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求があった場合について

- 健康祝金が支払われた場合で、その健康祝金が支払われることとなった健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求を受け、治療給付金が支払われることとなったときには、治療給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額(健康祝金の自動据置による利息を支払っていた場合には、その利息を含みます)を差し引いた金額をお支払いします。
- 治療給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、その不足する金額のお払込みが必要です。

● 健康祝金の措置について

- 健康祝金は、支払事由が生じたときから、アフラック所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据え置きます。
- 据え置いた健康祝金は、ご契約者から請求があったとき、またはこの保険契約が消滅したときに、ご契約者にお支払いします。

通院特約[2023A]

- お支払いの対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます(往診、オンライン診療などを含みます)。

○ 支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
× 支払対象外	薬の受取りのみの場合など

- 入院している日については、通院給付金はお支払いしません。
- 同一の日に2回以上通院をした場合または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、通院給付金は重複してお支払いしません。

三大疾病無制限治療特約、三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕、三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕

- <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>の「がん(悪性新生物)の保障開始」について
 - **がんの保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.43](#) をご確認ください。3カ月の「待ち期間」中にがんが診断確定された場合、三大疾病一時金はお支払いしません。また、保険料のお払込みは免除されません。
 - 3カ月の「待ち期間」中にがんが診断確定され、その診断確定された日から6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します(「上皮内新生物一時金特約」「上皮内新生物保障特約」を付加した場合、心疾患・脳血管疾患・上皮内新生物を対象として保障を継続します)。
- 「上皮内新生物一時金特約」「上皮内新生物保障特約」の「上皮内新生物の保障開始」について
 - **上皮内新生物の保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.43](#) をご確認ください。3カ月の「待ち期間」中に上皮内新生物と診断確定された場合、上皮内新生物一時金はお支払いしません。また、保険料のお払込みは免除されません。ただし、上皮内新生物の保障は継続します。
- <三大疾病無制限治療特約> <三大疾病無制限入院特約> <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める悪性新生物 ● 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ● くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

- <三大疾病一時金特約>の「上皮内新生物一時金特約」や<三大疾病保険料払込免除特約>の「上皮内新生物保障特約」を付加した場合、対象となる「上皮内新生物」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
上皮内新生物	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める上皮内新生物 ● 子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。

■三大疾病無制限治療給付金

- 主契約の治療給付金が支払われる月については、三大疾病無制限治療給付金は**お支払いしません。**
- 三大疾病無制限治療給付金の支払例について

<例> 治療給付金の支払限度の型が1カ月型の場合



- 1月は治療給付金をお支払いします。
- 2月から5月は、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)を超えるため、主契約の治療給付金のお支払いはありませんが、三大疾病無制限治療給付金をお支払いします。

■三大疾病無制限入院給付金

- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる日については、三大疾病無制限入院給付金は**お支払いしません。**

女性疾病入院特約〔2020〕

○支払対象		約款に定める女性特定疾病
女性特有の病気	女性がかかりやすい病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部の上皮内がんなど
悪性新生物・上皮内新生物		乳がん、膵臓リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、下肢静脈瘤など
×支払対象外		正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします。**

女性特定手術特約

- **乳房に関する保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.43](#) をご確認ください。

■女性特定手術給付金

×支払対象外	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 診断および生検などの検査のための手術 ● 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 ● 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ● 皮膚の切開術

- 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、給付金は**重複してお支払いしません。**
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

■乳房再建給付金

×支払対象外	
	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません。**

主契約の限度到達後の取扱い(「手術・放射線治療不担保特約」が付加されている場合)

治療給付金の通算支払限度に到達し、かつ、疾病入院給付金および災害入院給付金の通算支払限度に到達したときは、主契約の保障はなくなりますが、この保険契約は消滅せず、付加されている一部の特約を継続することができます。この場合、主契約の保険料のお払込みは不要となりますが、付加されている特約の保険料をお払込みいただく必要があります。なお、給付のある特約がすべて消滅したとき、この保険契約は消滅します。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約〔2023A〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 通算支払限度に達したとき ● 主契約における入院により治療給付金を支払う月数が通算支払限度に達したとき
総合先進医療特約〔2012〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 通算支払限度に達したとき
女性疾病入院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金のすべての支払限度に達したとき ● 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください。)

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。
▶▶解約払戻金について、詳細は [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	この商品には、 契約者配当金はありません。				
解約払戻金	● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2023A〕				
	<table border="1"> <tr> <td>終身払の場合</td> <td>解約払戻金はありません。</td> </tr> <tr> <td>払済の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は治療給付金額と同額をお支払いします。 </td> </tr> </table>	終身払の場合	解約払戻金はありません。	払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は治療給付金額と同額をお支払いします。
終身払の場合	解約払戻金はありません。				
払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は治療給付金額と同額をお支払いします。 				
	● 特約や特則 解約払戻金はありません。				
払戻金	● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2023A〕 払済の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の治療給付金額と同額の払戻金をお支払いします。				

※ 上記のほかに、未経過保険料などがある場合はお返します。

「健康祝金特則」を付加する場合にご注意いただきたいこと

- 払済の場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は治療給付金額と同額となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
- 「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
- 払済の場合の累計払込保険料と解約払戻金の推移(例)は [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

05 保険料のお払込方法・特約の更新など

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「**保険料表**」(P.11~14)、「**設計書**」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込免除について、詳細は [07](#) 保険料に関する留意事項 (P.37) をご確認ください。

払込期間

保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済」「65歳払済」「2年払済」「10年払済」があります。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」「前納」があります。

■「前納」について

「前納」のお取扱いについては下記の表をご確認ください。

※下記の表に記載の「更新型の特約」とは、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞のことをいいます。

前納	保険料払込期間	ご確認いただきたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 全期前納 ● 前納 (2年間・10年間) 	2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間分または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただくお取扱いです。 ＜更新型の特約を付加しない場合＞ ● 「全期前納」となります。 ＜更新型の特約を付加する場合＞ ● 「前納(2年間・10年間)」となります。更新型の特約の保険料は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降もお払込みが必要となります。

▶▶保険料払込期間については、[02](#) 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) (P.20~21) をあわせてご確認ください。

🔄 補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納のお取扱いはありません。

特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、**自動的に更新(自動更新)**されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。

▶▶詳細は [しおり](#) 特約の更新について、[しおり](#) 「三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約〔2012〕	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳～満95歳での更新時に限り、お申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 ● 保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できません。
女性特定手術特約	満70歳以下	10年*	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。満80歳以上の場合は、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。

主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただくことにより継続**できます。特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取扱いいたします。

終身払^{*1}

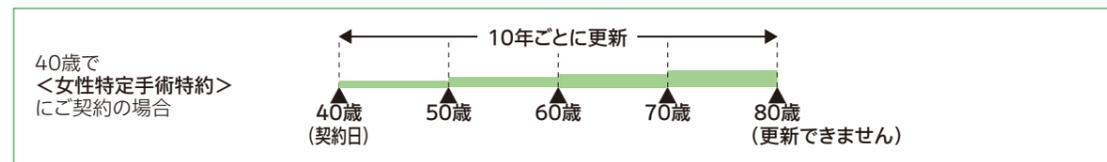
- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限治療特約><三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><女性疾病入院特約>の保険料払込み
ご契約時のまま、保険料は定額です。



【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
 - ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。

【イメージ図】



60歳払^{*1}

65歳払^{*1}

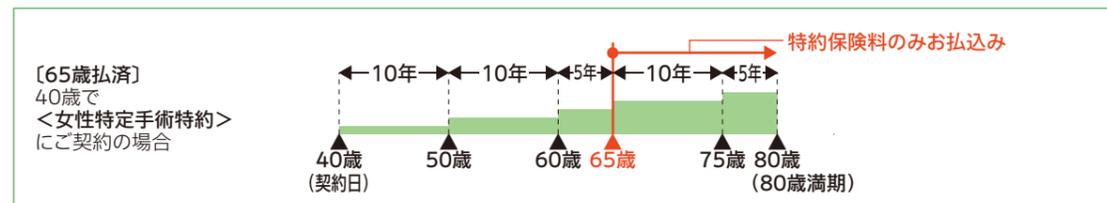
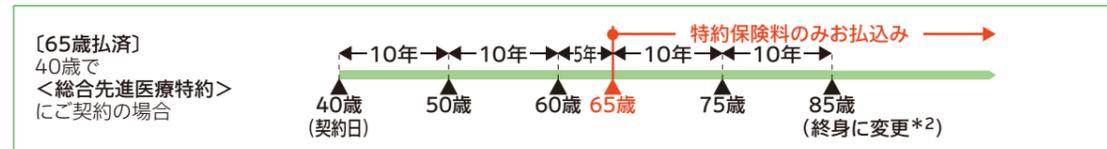
- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限治療特約><三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><女性疾病入院特約>の保険料払込み
満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の年単位の契約当日から保険料の負担がなくなります。



【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
 - ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。
 - ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いいただき継続できます。

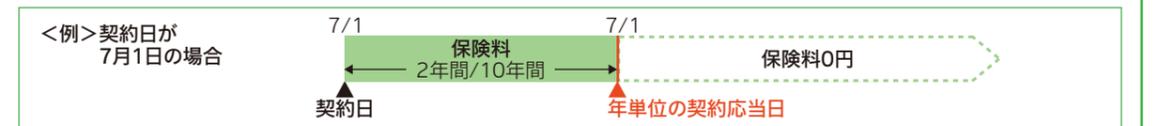
【イメージ図】



2年払^{*1}

10年払^{*1}

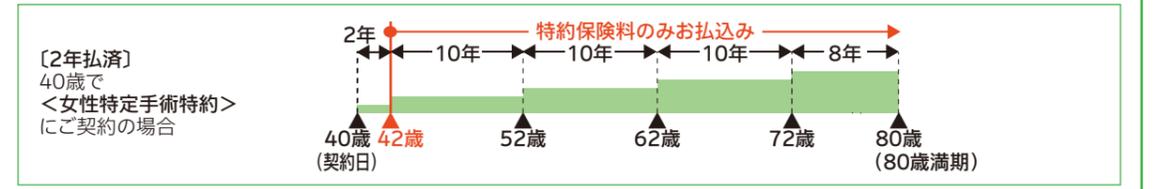
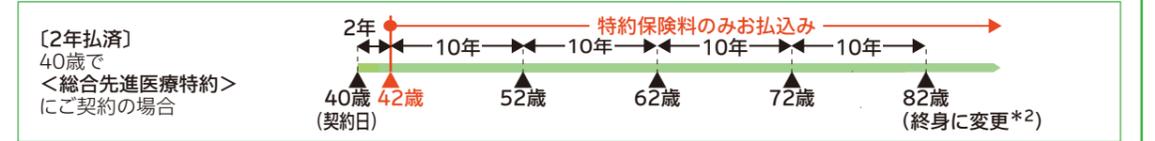
- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限治療特約><三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><女性疾病入院特約>の保険料払込み
契約日から2年後または10年後の年単位の契約当日から保険料の負担がなくなります。



【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
 - ・ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
 - ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払いいただき継続できます。
 - ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。

【イメージ図】



- 保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお払いいただくこともできます。

全期前納^{*1}
(2年払済・10年払済)

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限治療特約><三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><女性疾病入院特約>の保険料払込み
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。以後の保険料のお払込みはありません。

前納^{*1}
(2年間・10年間)

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限治療特約><三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><女性疾病入院特約>の保険料払込み
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。
- 【更新がある特約の保険料払込み】
 - <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払いいただきます。特約を継続される場合は、前納(2年間)の場合は3年目以降、前納(10年間)の場合は11年目以降に上記更新型の特約保険料のお払込みが必要となります。

*1 主契約の保険料払込期間
*2 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。

➕ 補足

- ・ご契約時にまとめてお払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- ・半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- ・前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- ・前納は、貯蓄型のプランではないため、満期保険金などはありません。保険料払込期間中に解約された場合は未経過保険料を、保険料払込期間満了後は解約払戻金をお支払いします。いずれの場合も前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- ・保険料を前納した期間は、給付金などの減額など契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込方法により異なります。＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞の**がん(悪性新生物)の保障開始**(「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合は、**上皮内新生物の保障開始**を含む)、および＜女性特定手術特約＞の**乳房に関する保障開始には、3カ月の「待ち期間(保障されない期間)」があります。**

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.43** をご確認ください。
※つぎに記載以外の例についてはお問い合わせください。

【保険料払込方法】第1回保険料のお払込みにはつぎの方法があります。

[契約日]保険料などの計算の基準日(契約年齢は契約日現在の満年齢となります) [責任開始期]ご契約上の保障を開始する時期

⚠ **＜ご注意ください＞** 「責任開始期に関する特約」の付加の有無、第1回保険料払込方法によって、契約日および保障の始まる日(責任開始期)が異なります。

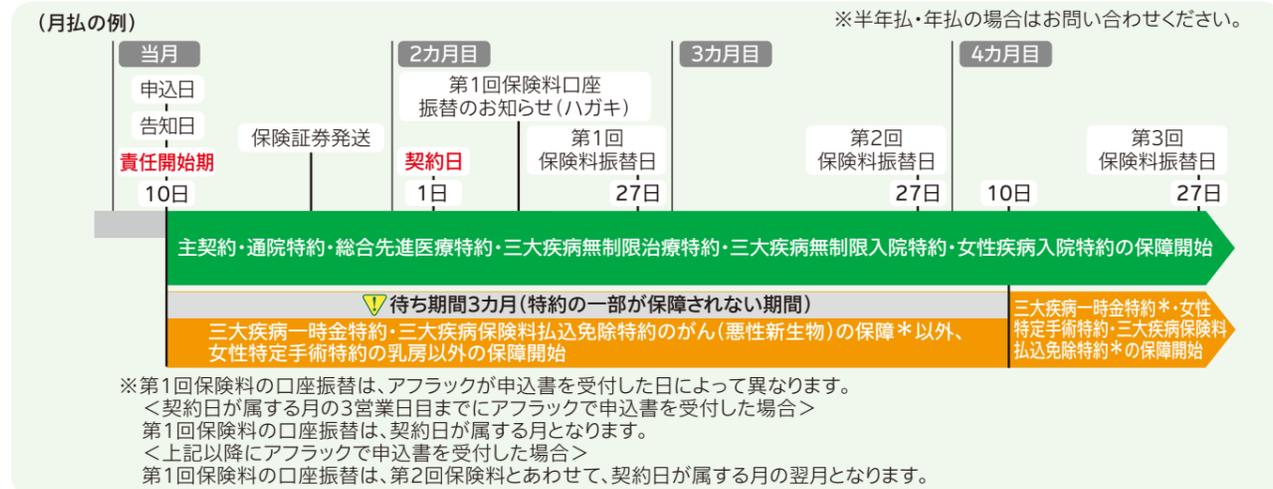
「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払込みの流れ

※申込日とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

終身払・払済

第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

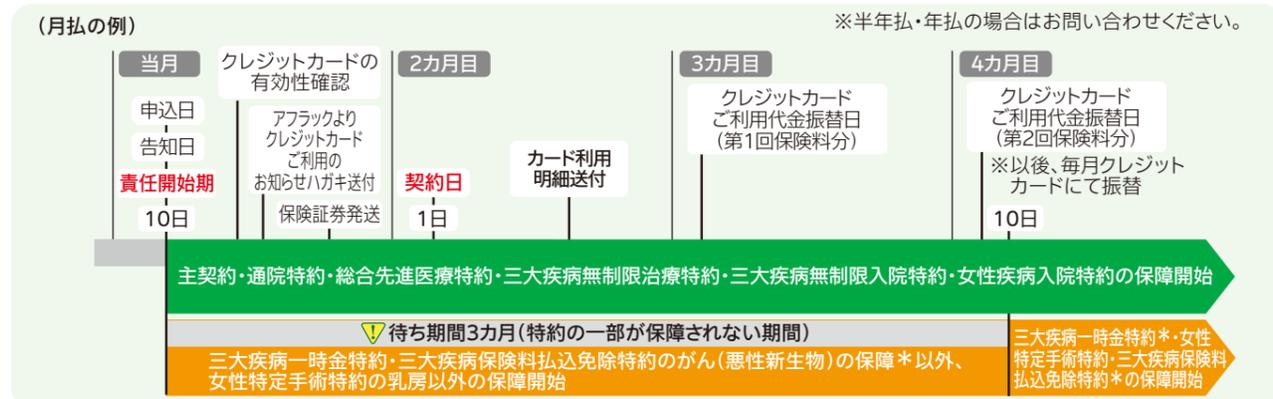
- 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日
- ⚠責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日



- 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

- 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日
- ⚠責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日



- クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

*「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合は、上皮内新生物の保障を含みます。
 ※前納は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取扱いとなります。詳細は、**P.36** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払込みの流れ

終身払・払済の場合

＜第1回保険料のお払込みと契約日・責任開始期について＞

- 第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。
- 契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日の翌月1日
- ⚠責任開始期：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日

＜第2回以後の保険料のお払込みについて＞

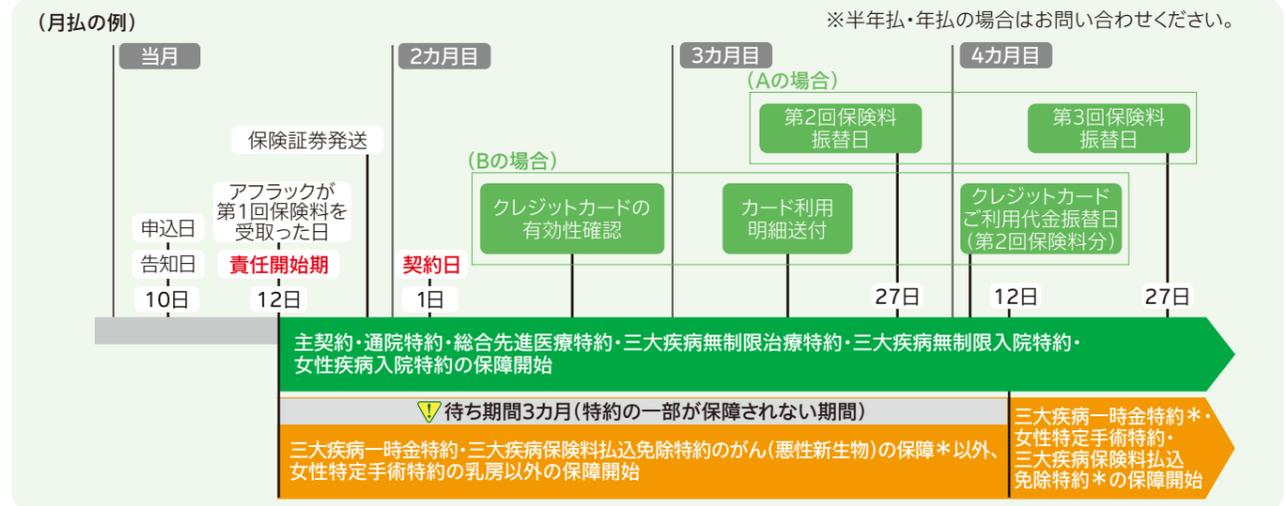
第2回以後の保険料のお払込経路はつぎの2種類からお選びいただけます。

A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払込み

- 保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

B. 契約者のクレジットカードでのお払込み

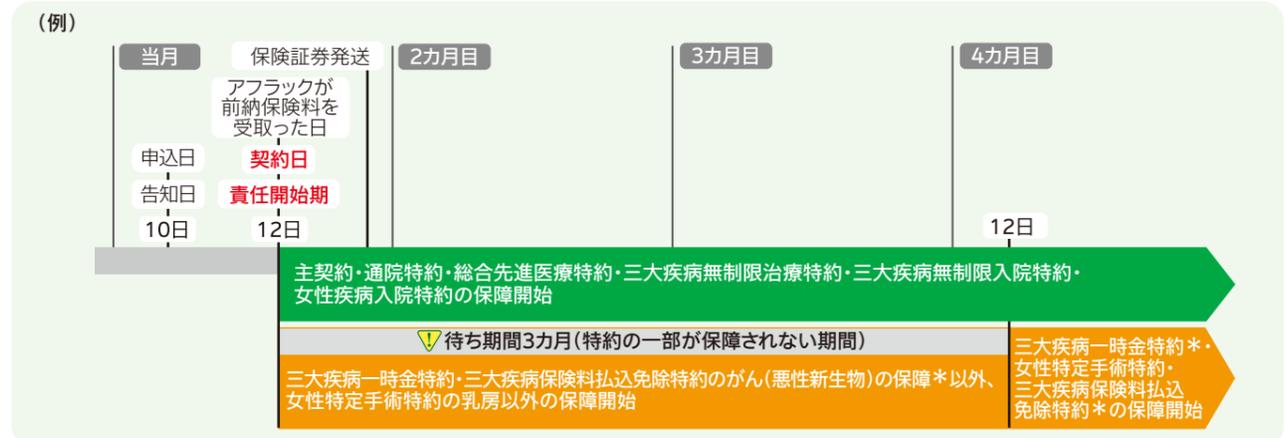
- クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)



前納の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお払込みいただきます。

- 契約日：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日
- ⚠責任開始期：告知日またはアフラックが前納保険料を受取った日のいずれか遅い日



*「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合は、上皮内新生物の保障を含みます。

➕ 補足

- ・責任開始期から契約日の前日までの間に給付金などの支払事由に該当した場合、または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、責任開始期を契約日とします。保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ・保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- ・保険料のお払込経路には、上記のほかに、「勤務先などの団体や集団を通じてのお払込み(団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込み時のお取扱いがありませんが、ご契約後にお払込経路を変更することでお取扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

- 所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払込みを免除します。

▶▶詳細は [しおり](#) 「新しい形の医療保険 REASON」のお支払について をご確認ください。

■ <三大疾病保険料払込免除特約>について

<三大疾病保険料払込免除特約>を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<三大疾病保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<三大疾病保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

※「上皮内新生物保障特則」を付加することができます。「上皮内新生物保障特則」のみを解約することはできません。

▶▶詳細は [しおり](#) 「三大疾病保険料払込免除特約」について、[しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

累計払込保険料について

一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなります。契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- **被保険者の健康状態やお仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。**また、健康状態によって「特別条件特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります。「特別条件特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客さま宛てに書面にてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引受けするものです。*1
	特定高度障害状態不担保法*2	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。

*1 不妊症について「特定疾病不担保法による特別条件特則」が付加された場合は、妊娠を直接の目的として、人工授精、採卵術、精巣内精子採取術、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植術、卵管形成術、多嚢胞性卵巣症候群(PCOS・PCO)に対する卵巣部分切除術または腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術、不妊症に対する先進医療などを受けたときに、保障の対象外となります。ただし、子宮筋腫や子宮ポリープの切除など、不妊症以外の疾病の治療を目的とした診療行為は、保障の対象となります。

*2 主契約に「特定高度障害状態不担保法による特別条件特則」が付加された場合は、特約にも「特別条件特則」が付加され、特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

- **下記の契約の限度のほか、被保険者お一人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。**
一部の通算限度については下記に記載していますが、詳細は募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 医療保険 【無解約払戻金2023A】	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療給付金額 1契約につき、20万円まで(5万円以上、1万円単位) ※その他、お仕事の内容によってはお取扱いが異なります。 ● 入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで(1,000円以上、1,000円単位) ※未就学のお子さま、小中学生および契約日の年齢が満71歳以上の方は10,000円までとなります。 ※その他、お仕事の内容によってはお取扱いが異なります。 ※「入院給付金不担保特則」を付加した場合、入院給付金日額は0円となります。
通院特約 【2023A】	<ul style="list-style-type: none"> ● 通院給付金日額 1契約につき、10,000円まで(1,000円以上、1,000円単位)
総合先進医療特約 【2012】	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約は、被保険者お一人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
三大疾病無制限治療特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、主契約の治療給付金額と同額まで(5万円以上、1万円単位)

特約名称	契約の限度
三大疾病 無制限入院特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額と同額まで(1,000円以上、1,000円単位)
三大疾病 一時金特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の治療給付金額の20倍または200万円のいずれか小さい金額まで (30万円以上、10万円単位)
女性疾病 入院特約 〔2020〕	●女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ(固定) ●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の入院に関する特約は、被保険者お一人につき通算して 1特約のみご契約いただけます。
女性特定 手術特約	●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の手術に関する特約は、被保険者お一人につき通算して 1特約のみご契約いただけます。

● 苦情・相談・照会について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談・照会については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳細は [注意喚起情報 P.48](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みの際に**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

P.40~49

01	反社会的勢力に該当する場合	40
02	クーリング・オフ制度	41
03	告知義務	42
04	保障の開始	43
05	お支払いできない場合	44
06	給付金などのご請求	44
07	ご契約の無効および失効・復活	45
08	解約と解約払戻金	46
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	46
10	契約内容の見直し方法	47
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	48
12	苦情・相談・照会の窓口	48
13	税金のお取扱い	49
14	その他ご確認ください事項	49

注意喚起情報で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認くださいポイントを記載しています。		条件など 補足事項 を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

クーリング・オフ制度

▶▶参照  お申込にあたって

02 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、申込まれたご契約の**撤回**またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受取った日」のいずれか遅い日

- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラックあてに郵便により文書を送付してください。

- アフラックホームページよりお申込みの撤回などをする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

- 郵便によりお申込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

こちらから
アクセス

つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取下げること

告知義務

▶▶参照  お申込にあたって

03 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります。(これを「告知義務」といいます。)
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
- 「引受基準緩和特則」を付加することで保険料を割り増ししてお引受け
- 一部保障のみをお断り
- お申込みをお断り

※三井住友銀行では「引受基準緩和特則」のお取扱いはありません。

※お引受けについては、アフラックよりお客さまにご連絡いたします。



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する約款所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

▶▶参照 [しおり](#) お申込にあたって

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

- <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約> のがん(悪性新生物)の保障開始、および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、「責任開始期(日)」までの **待ち期間** があります。
 - 「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」を付加した場合、上皮内新生物の保障開始には、「責任開始期(日)」までの **待ち期間** があります。
- アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	<ul style="list-style-type: none"> ● <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約> のがん(悪性新生物)の保障 ● <女性特定手術特約>の乳房に関する保障 ● 「上皮内新生物一時金特則」「上皮内新生物保障特則」の上皮内新生物の保障
B	待ち期間 がない	● 上記以外の保障

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始期(日)

Aの保障：「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障：「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日



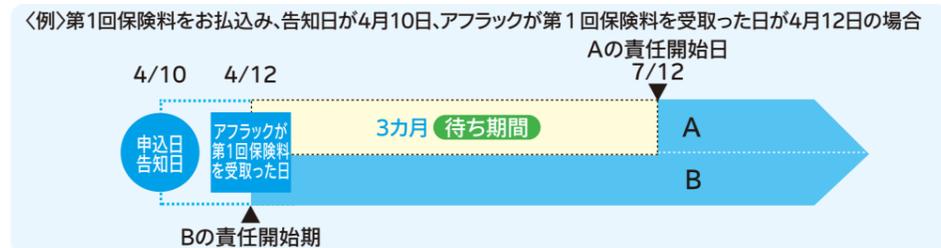
※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始期(日)

Aの保障：「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障：「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日



➕補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います。)

お支払いできない場合

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

05 給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
 - 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
 - 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
 - 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - 免責事由に該当した場合
 〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。
 ▶▶詳細は [契約概要 P.22~30](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金などのご請求

▶▶参照 [しおり](#) ご契約後について

06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が発生した場合に加え、お支払いの可能性がご不明な点がある場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金



保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。※ご利用には所定の条件があります。
請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 [通話料無料](#)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

[次ページへ続く](#)

[用語](#)

- 「失効」とは 保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

▶ 前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は [P.44](#) の窓口までご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.22~30](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。
[アフラックホームページ](#) <https://www.aflac.co.jp/>
- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。
▶▶ 詳細は [しおり「指定代理請求特約」](#) についてをご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

➔ 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

▶▶ 参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

07 保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります**。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加しただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります**。
- ▶▶ 詳細は [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます**。この場合、あらかじめ告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の振込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます。(ただし、待ち期間(3カ月)のある保障で、待ち期間中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します。)なお、復活の際も [03 告知義務 P.42](#) の内容が適用されますのでご注意ください。

▶▶ 参照 [しおり](#) ご契約後について

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については [契約概要 P.31](#) をご確認ください。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
- 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
▶▶ 詳細は [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

▶▶ 参照 [しおり](#) お申込にあたって

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- お申込みする商品のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約や減額されたご契約をもとに戻すことはできません。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります**。
- 契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります**。
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合は、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります**。
▶▶ 詳細は [03 告知義務 P.42](#) をご確認ください。
- お申込みする商品の責任開始日から一定期間、給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などは現在ご契約の保険契約とお申込みする商品とでは異なる場合があります。
- お申込みする商品の責任開始日前に現在ご契約の保険契約を解約した場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しを行う際は、現在の契約内容(特約を含む)と新たなお申込み内容(特約を含む)との比較など、契約者ご自身で内容をご確認いただく必要があります。

契約内容の見直し方法

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

* 新たにご契約の責任開始日の前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。(新たにご契約に充当はされません。)

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態など**によっては、ご利用できない場合があります。



現在ご契約の医療保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 [しおり](#) その他生命保険に関するお知らせ

11 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳細は [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始は除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

苦情・相談・照会の窓口

12 お客さまの苦情・相談・照会をお受けします。

- 保険に関する苦情・相談・照会などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

 0120-555-027 受付時間 月～金および第2・4土曜日：9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

2

ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

税金のお取扱い

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

13 この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の主契約の保険料は、「健康祝金特則」を付加しない場合「介護医療保険料控除」、「健康祝金特則」を付加した場合「一般生命保険料控除」の対象となります。特約の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

※前納の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。なお、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税(一時所得)の対象となります。

※2024年5月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

その他ご確認いただきたい事項

14 ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店および生命保険募集人は、本商品による引受保険会社からの給付金などのお支払いを保証することはありません。

他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、銀行などにおけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

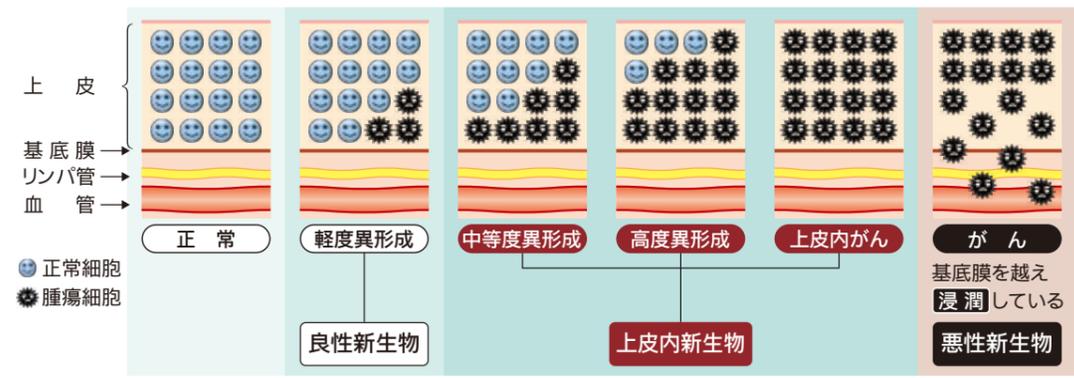
お申込みのお手続きなどにご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



アフラックにおける『がん』『上皮内新生物』は、WHO(世界保健機関)が定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定にもとづきます。

WHOが定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定は定期的に改訂されており、近年は『上皮内新生物』に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL*1、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL*2 など

*1 High-grade Squamous Intraepithelial Lesion
*2 Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても支払対象となることもあります。詳細はアフラックホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>

04 ダックの頼れるサービス



サービス内容

長生きの時代、日々の健康づくりやライフステージによって異なるさまざまな心配事に、お客さまの「生きる」をトータルに支える、頼れるサービスをご案内します。

※詳細については、下記URLをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html>

サービスに関する注意事項

- ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客さまに向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- ダックの頼れるサービスの内容は、2024年9月2日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- ご契約者さまが法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。
- サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアが限られる場合があります。
- ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客さまとの間の利用規約やその他契約にもとづいて提供されます。無料で利用できるサービスを除き、各サービスの利用料金はお客さまのご負担となります。
- ダックの頼れるサービスのご利用により生じた一切の損害・損失については、アフラックでは責任を負いません。

05 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト

アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、ご登録ください。

[かんたんアフラック](#) [検索](#)

スマホはこちらから

ご登録者さま限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

Q1 治療給付金の支払限度の型について、「1カ月型」と「4カ月型」の違いは何ですか？

A1

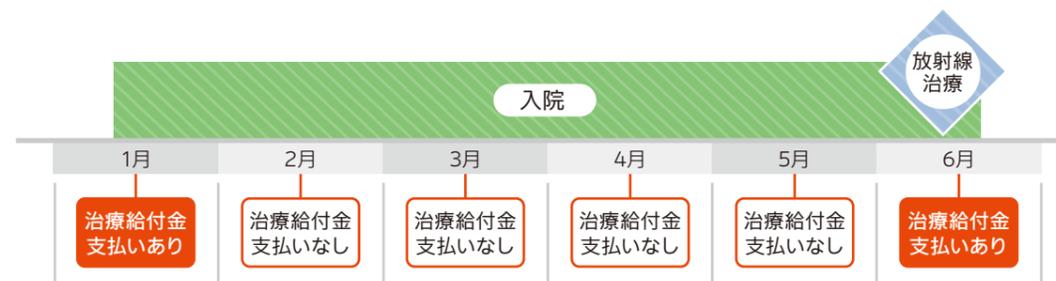
支払事由のうち、「入院のみ」に該当した場合、「1回の入院*」についての治療給付金をお支払いする月数の限度が異なります。それぞれの型のお支払例は、以下のとおりです。

※手術・放射線治療を受けた月は、月数の限度に算入しません。

また、入院をした月に外来手術を受けた場合についてはお取扱いが異なります。詳細はP.54をご確認ください。

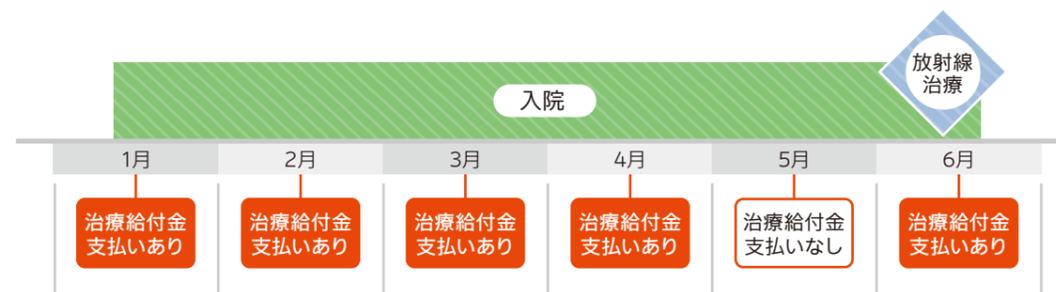
例1 治療給付金の支払限度の型が「1カ月型」の場合

- 1月は治療給付金をお支払いします。
- 2月から5月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)に達しているため、治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 6月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)に達していますが、放射線治療を実施しているため、治療給付金をお支払いします。



例2 治療給付金の支払限度の型が「4カ月型」の場合

- 1月から4月は治療給付金をお支払いします。
- 5月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)に達しているため、治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 6月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)に達していますが、放射線治療を実施しているため、治療給付金をお支払いします。



* 治療給付金の支払限度における「1回の入院」の詳細は 契約概要 P.22 をご確認ください。

Q2 同じ月に、「入院」と「手術」「放射線治療」を行った場合の治療給付金の支払いはどうなりますか？

A2

入院をした月に手術または放射線治療を受けた場合は、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入しません。ただし、入院をした月に外来手術を受けた場合は、算入します。お支払例は、以下のとおりです。

例1 治療給付金の支払限度の型が「1カ月型」の場合

- 1月は入院のみのため、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)および「通算支払限度」に算入し、治療給付金をお支払いします。
- 2月は入院中の手術、3月は放射線治療を実施しているため、2月と3月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)および「通算支払限度」に算入せず、治療給付金をお支払いします。
- 4月は外来手術を受けているため、2.5万円をお支払いします。



例2 治療給付金の支払限度の型が「4カ月型」の場合

- 1月は入院のみのため、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)および「通算支払限度」に算入し、治療給付金をお支払いします。
- 2月は入院中の手術、3月は放射線治療を実施しているため、2月と3月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)および「通算支払限度」に算入せず、治療給付金をお支払いします。
- 4月は入院のみのため、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)および「通算支払限度」に算入し、治療給付金をお支払いします。
- 5月は入院と同月に外来手術を受けているため、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4カ月)および「通算支払限度」に算入し、治療給付金を満額お支払いします。



Q3 複数回入院した場合の治療給付金の支払いはどうなりますか？

A3

治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、同一の病気またはケガであるか否かにかかわらず、「1回の入院*1」とみなします。そのため、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」が適用されます。お支払例は、以下のとおりです。

例 治療給付金の支払限度の型が「1カ月型」の場合

※入院中の手術・放射線治療を受けていない場合の例です。

- 入院Aは治療給付金(1カ月分)をお支払いします。
- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)を適用します。そのため、入院Bについては治療給付金はお支払いしません。
- 入院Cは、治療給付金の支払われる入院Aの退院日の翌日から181日以上経過後に入院を開始しているため、新たな入院となり、治療給付金(1カ月分)をお支払いします。



*1 治療給付金の支払限度における「1回の入院」の詳細は [契約概要 P.22](#) をご確認ください。

Q4 不妊治療を行った場合、治療給付金の支払対象となりますか？

A4

以下の診療行為について、治療給付金の支払対象となります。また、不妊治療で先進医療を実施した場合は治療給付金の支払対象となりませんが、先進医療給付金の支払対象となる場合があります。

男性が被保険者の場合のみ支払対象	●精巣内精子採取術
女性が被保険者の場合のみ支払対象	●人工授精 ●体外受精・顕微授精管理料 ●採卵術 ●受精卵・胚培養管理料 ●胚移植術 ●胚凍結保存管理料

※自由診療として実施した場合は治療給付金の支払対象外となります。
※2024年5月現在(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)

Q5 健康祝金はどのようなときに支払われますか？

A5

つぎの①②のすべてに該当したときにお支払いします。

- ①3年ごとの健康祝金支払基準日*2に被保険者が生存しているとき
- ②健康祝金支払判定期間*3において治療給付金が支払われなかったとき

例

- 健康祝金支払判定期間①については、治療給付金の支払いがないため、健康祝金支払基準日①に健康祝金をお支払いします。
- 健康祝金支払判定期間②については、治療給付金の支払いがあるため、健康祝金支払基準日②に健康祝金はお支払いしません。



*2 契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。
*3 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

Q6 入院した後、外来手術をした場合、「通院特約」の保障の対象となる通院期間はどのようになりますか？

A6

通院期間が重複するときは、すべての通院期間の初日から最終日までを同一の通院期間とします。



Q7 三大疾病無制限治療給付金はどのようなときに支払われますか？

A7

三大疾病無制限治療給付金は、主契約の治療給付金の「1回の入院」の支払限度月数を超える三大疾病による入院に対して支払われます。*

例 治療給付金の支払限度の型が「1カ月型」の場合

- 1月は治療給付金をお支払いします。
- 2月から5月は、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(1カ月)を超えるため、主契約の治療給付金のお支払いはありませんが、三大疾病無制限治療給付金をお支払いします。



* 治療給付金の通算支払限度月数(60カ月)を超える三大疾病による入院でも支払われます。

Q8 女性疾病入院給付金の支払対象となる女性特定疾病にはどのような病気が該当しますか？

A8

女性特定疾病に該当する病気の代表例は以下のとおりです。(詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

女性特有の病気	● 卵巣機能障害 ● 卵巣のう腫 ● 卵巣出血 ● 卵管留膿症	● 子宮内膜症 ● 子宮筋腫 ● 子宮脱 ● 女性不妊症	● 月経不順 ● 閉経周辺期障害 ● 乳房の良性新生物 ● 子宮の良性新生物	● 卵巣の良性新生物 など
妊娠・出産にかかわる症状など	● 流産 ● 早産 ● 子宮外妊娠	● 妊娠悪阻 ● 妊娠高血圧症候群 ● 妊娠糖尿病	● 帝王切開 ● 多胎分娩 ● 吸引分娩	● 鉗子分娩 ● 骨盤位経膈分娩(逆子) ● 産褥(さんじょく)感染症 など
女性に多い病気など	● 栄養性貧血 ● 低血圧症 ● パセドウ病 ● 橋本病 ● 甲状腺腫 ● 甲状腺機能低下症	● 胆石症 ● 胆のう炎 ● 尿路結石 ● 腎結石 ● 尿管結石 ● 糸球体腎炎 ● 腎盂腎炎	● 腹圧性尿失禁 ● 乳腺症 ● 乳腺炎 ● 大動脈炎症候群 ● 若年性関節炎 ● 関節リウマチ ● ネフローゼ症候群	● アレルギー性紫斑病 ● 膠原(こうげん)病 ● シェーグレン症候群 ● 全身性エリテマトーデス ● 全身性強皮症 ● 下肢の静脈瘤 など
がん・上皮内新生物	すべてのがん・上皮内新生物 <女性特有のがん・上皮内新生物に限られません>			

● 正常分娩や美容上の処置などはお支払い対象外となります。

Q9 保険料の前納とは何ですか？

A9

「前納」とは、ご契約時にまとめて保険料をお払込みいただくお取扱いです。

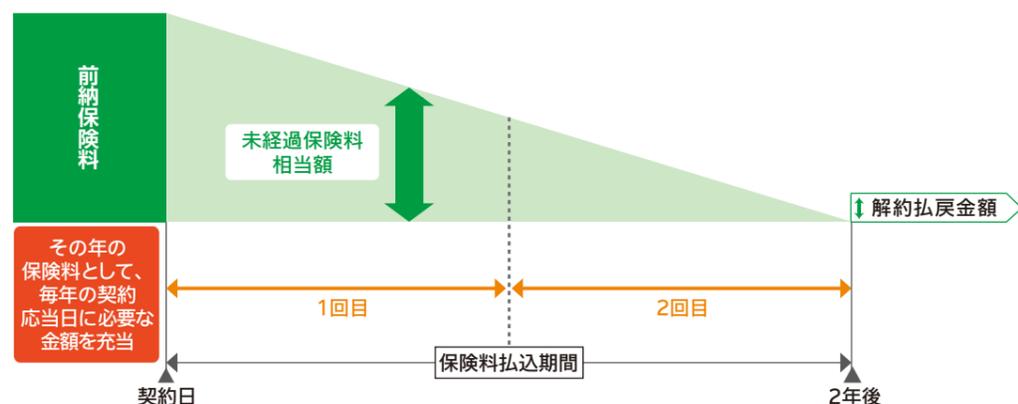
前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックがお預かりします。

保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した後に解約された場合は、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。

※特約には、解約払戻金はありません。

※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万が一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料などがある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払込みがともに完了した後に死亡した場合は、治療給付金額と同額の払戻金をお支払いします。このとき、払戻金や未経過保険料などは、相続財産として相続税の評価額の対象となります。(払戻金や未経過保険料などは、みなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。)

契約者と被保険者が別人の場合：契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額などが、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2024年5月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。